

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成22年3月11日提出

【発行者名】 アイエヌジー投信株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役ダグラス・リー・ハイマス

【本店の所在の場所】 東京都千代田区紀尾井町4番1号
ニューオータニガーデンコート

【事務連絡者氏名】 高橋英則

【電話番号】 03 - 5210 - 0646

【届出の対象とした募集内国投資信託
受益証券に係るファンドの名称】 アイエヌジー・海外債券オープン

【届出の対象とした募集内国投資信託
受益証券の金額】 継続募集額2,000億円を上限とする。（平成22年3
月12日から平成23年3月10日まで）

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

アイエヌジー・海外債券オープン

アイエヌジー・海外債券オープンの愛称として「ブリッグ・ファンド」という名称を用いることがあります。以下「当ファンド」といいます。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型受益権（以下「受益権」といいます。）

格付は取得していません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者であるアイエヌジー投信株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

2,000億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日における基準価額*とします。

なお、午後3時までに取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

* 本書において、「基準価額」とは、信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を計算日における発行済受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

ファンドの基準価額については、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページで、最新の基準価額をご覧になることもできます。

お電話によるお問い合わせ先（委託会社）

電話番号 03 - 5210 - 0653（9：00～17：00 土、日、祝日除く）

委託会社のホームページ

アドレス <http://www.ingfunds.co.jp/>

（５）【申込手数料】

取得申込時の申込手数料は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込金額、取得申込代金^{*}あるいは取得申込口数に応じて、基準価額の0.525%（税抜き 0.5%）を上限とした販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。

^{*} 取得申込金額とは、1口当たりの発行価格に取得申込口数を乗じて得た金額をいいます。取得申込金額には、申込手数料ならびに申込手数料に対する消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は、含まれません。また取得申込代金とは、取得申込者が申込みに際して支払う金額の総計をいい、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額が含まれます。

申込手数料については、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

お電話によるお問い合わせ先（委託会社）

電話番号 03 - 5210 - 0653（9：00～17：00 土、日、祝日除く）

自動けいぞく投資コースによるお申込の場合の収益分配金は自動的に無手数料で再投資されます。

販売会社によっては、当該販売会社で前3ヵ月以内に支払いを受けた投資信託の償還金等、または追加型投資信託の信託終了の1年前以内等で当該販売会社が定める期間内において換金した代金をもって当ファンドの取得申込みをする場合には、販売会社が独自に定める手数料の優遇措置等が受けられる場合があります。

詳細は販売会社にお問い合わせ下さい。

（６）【申込単位】

販売会社が定める単位とします。

申込単位は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

お電話によるお問い合わせ先（委託会社）

電話番号 03 - 5210 - 0653（9：00～17：00 土、日、祝日除く）

（７）【申込期間】

平成22年3月12日から平成23年3月10日まで（継続申込期間）

（終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

（８）【申込取扱場所】

委託会社にお問い合わせになるか、委託会社のホームページでご覧下さい。

お電話によるお問い合わせ先（委託会社）

電話番号 03 - 5210 - 0653（9：00～17：00 土、日、祝日除く）

委託会社のホームページ

アドレス <http://www.ingfunds.co.jp/>

（９）【払込期日】

受益権の取得申込者は、販売会社が定める期日（くわしくは、販売会社にお問い合わせ下さい。）までに、取得申込代金（取得申込金額、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額の合計額をいいます。）を販売会社において支払うものとします。

販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座に払い込みます。委託会社は、同日、各取得申込受付日にかかる発行価額の総額を、受託会社の当ファンドにかかる口座に払い込みます。

（ 1 0 ）【払込取扱場所】

受益権の取得申込者は、取得申込代金を、申込取扱場所において支払うものとします。申込取扱場所については、前（ 8 ）をご参照下さい。

（ 1 1 ）【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。
株式会社証券保管振替機構

（ 1 2 ）【その他】

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行うものとします。申込みの受付は原則として午後3時までとします。受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとします。なお、東京またはアムステルダムの銀行の休業日にあたる場合には、取得の申込みを受付けないものとします。

信託財産の効率的な運用に資するため委託会社が必要と認めるとき、または取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受付けた取得申込を取り消すことができます。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する〈自動けいぞく投資コース〉と、収益の分配が行われる毎に収益分配金を受益者に支払う〈一般コース〉があります。取扱い可能なコースについては、販売会社にお問い合わせ下さい。なお、コース名は申込取扱場所により異なる場合があります。

〈自動けいぞく投資コース〉を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める「自動けいぞく投資約款」にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読替えるものとします。受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行うものとします（以下同じ。）。
申込金額には利息は付きません。

振替受益権について

ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

投資信託振替制度とは、

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

アイエヌジー・海外債券オープンは追加型投信/海外/債券に属しています。

追加型投信とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外/債券とは、投資信託約款において組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

下記は社団法人投資信託協会の「商品分類に関する指針」に基づき記載しております。当ファンドに該当する商品分類と属性区分を白抜きで表示しています。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型	国内	株式
追加型	海外	債券
	内外	不動産投信 その他資産 資産複合

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル	ファミリーファンド	あり(フルヘッジ)
一般	年2回	日本	ファンド・オブ・ファンズ	なし
大型株	年4回	北米		
中小型株	年6回(隔月)	欧州		
債券	年12回(毎月)	アジア		
一般	日々	オセアニア		
公債	その他	中南米		
社債		アフリカ		
その他債券		中近東(中東)		
クレジット属性		エマージング		
不動産投信				
その他資産(投資信託証券(債券))				
資産複合				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

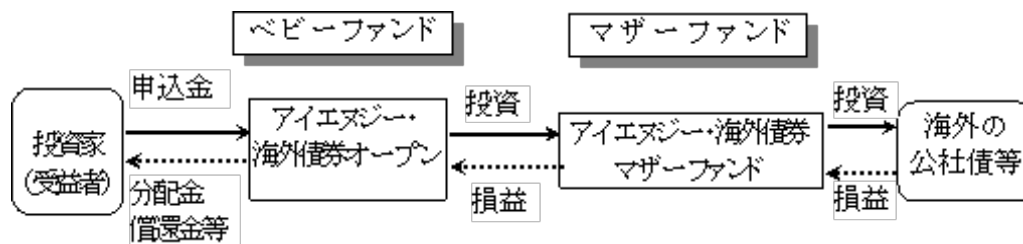
その他資産（投資信託証券（債券））とは、投資信託約款において投資信託証券（当ファンドの場合はアイエヌジー・海外債券マザーファンド）を通じて主として債券に投資する旨の記載があるものをいいます。

投資対象地域のグローバルとは、投資信託約款において、実質組入れ資産による投資収益が世界（日本を含まない）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

商品分類、属性区分の定義については社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp>）をご覧ください。

当ファンドの運用はファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資することによりその実質的な運用を行う仕組みです。

[アイエヌジー・海外債券オープンにおける運用の仕組み]



< 信託金の限度額 >

委託会社は、受託会社と合意のうえ、2,000億円を限度として信託金を追加することができます。

委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

< ファンドの特色 >

アイエヌジー・海外債券マザーファンド受益証券への投資を通じて、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して、ポートフォリオを構成します。

ポートフォリオの構成にあたっては国際分散投資に留意し、インカムゲインの獲得を目指すとともに、リスクの低減に努めます。

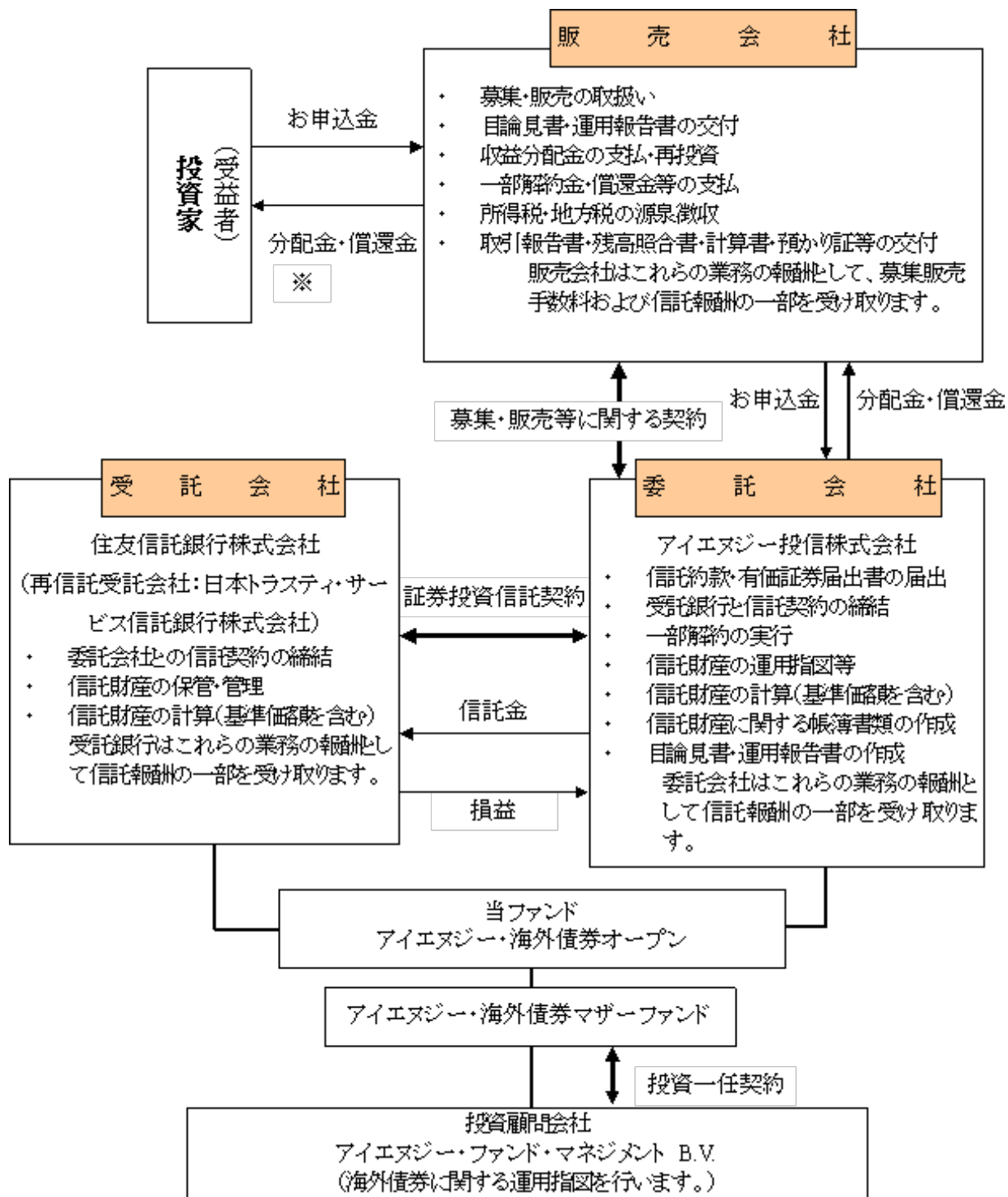
外貨建資産への実質的な投資割合は高位に維持します。

外貨建資産にかかる為替リスクについては原則としてフルヘッジします。

アムステルダムの銀行休業日等を除き、原則としていつでもお買付け・ご換金の申込みができます。

年1回決算を行い、収益分配方針に基づき収益の分配を行います。

(2) 【ファンドの仕組み】



< 契約の主要な内容 >

募集・販売等に関する契約（委託会社と各販売会社の契約）

募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付け、分配金、償還金及び一部解約金の支払等に関する契約

証券投資信託契約（委託会社と受託会社間の契約）

証券投資信託の設定から償還までの運営に関する取り決め事項に関する契約

投資一任契約（委託会社と投資顧問会社間の契約）

委託会社より運用権限の全部または一部を投資顧問会社に委託するための契約

「自動けいぞく投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

g ポートフォリオに組入れられる債券の平均格付けは原則としてA格以上に保ちます。

h 外貨建資産にかかる為替リスクについては原則としてフルヘッジします。この場合、投資政策委員会およびファンドマネージャーの判断によりヘッジ比率を下げる可能性があります。ただし、ヘッジ比率は50%以上とします。

i 債券の投資プロセスは、

1. 全体のデュレーションと地域別（ヨーロッパ、北米およびその他の地域）の配分決定
2. 各国または地域別のイールドカーブの分析とポジショニングの決定
3. 銘柄の選定
4. リスクコントロール

の4つのステップで行います。

j シティグループ世界国債インデックス（日本を除く）（為替100%ヘッジ）をベンチマークとします。*

k 資金動向や市況動向によっては、上記のような運用を行わない場合があります。

l 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図を行うことができます。

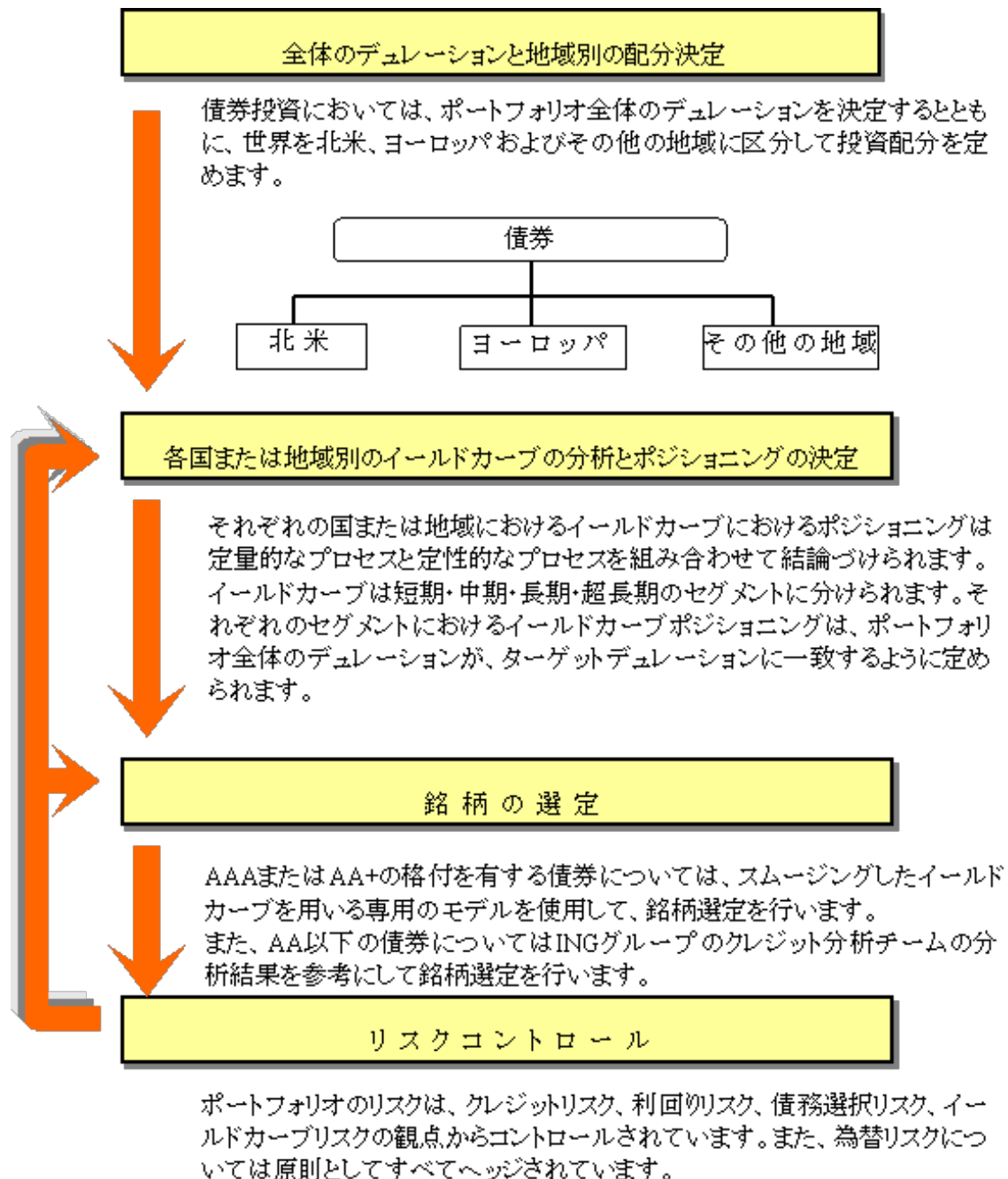
m 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行なわれる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引および通貨にかかるオプション取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類例の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行なうことができます。

n 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）および金利先渡取引ならびに為替先渡取引を行うことができます。

o 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券店頭指数等先渡取引、有価証券店頭オプション取引、有価証券店頭指数等スワップ取引および店頭金融先物取引を行うことができます。

* 当ファンドはベンチマークとの連動を目指すものではありません。また、ベンチマークは将来見直される可能性があります。

債券投資プロセス



（２）【投資対象】

委託者は、信託金を、主としてaのアイエヌジー投信株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券およびbからwまでの有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。（信託約款第20条第1項）

- a アイエヌジー・海外債券マザーファンド
- b 株券または新株引受権証券
- c 国債証券
- d 地方債証券
- e 特別の法律により法人の発行する債券
- f 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- g 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- h 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- i 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- j 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- k コマーシャル・ペーパー
- l 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- m 外国または外国の者の発行する証券または証書で、bからlまでの証券または証書の性質を有するもの
- n 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- o 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- p 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- q オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- r 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- s 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- t 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- u 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- v 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- w 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、bの証券または証書およびmならびにrの証券または証書のうちbの証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、cからgまでの証券およびmならびにrの証券または証書のうちcからgまでの証券の性質を有するものおよび投資法人債券を以下「公社債」といい、nの証券およびoの証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます、以下同じ。）により運用するこ

との指図をすることができます。（信託約款第20条第2項）

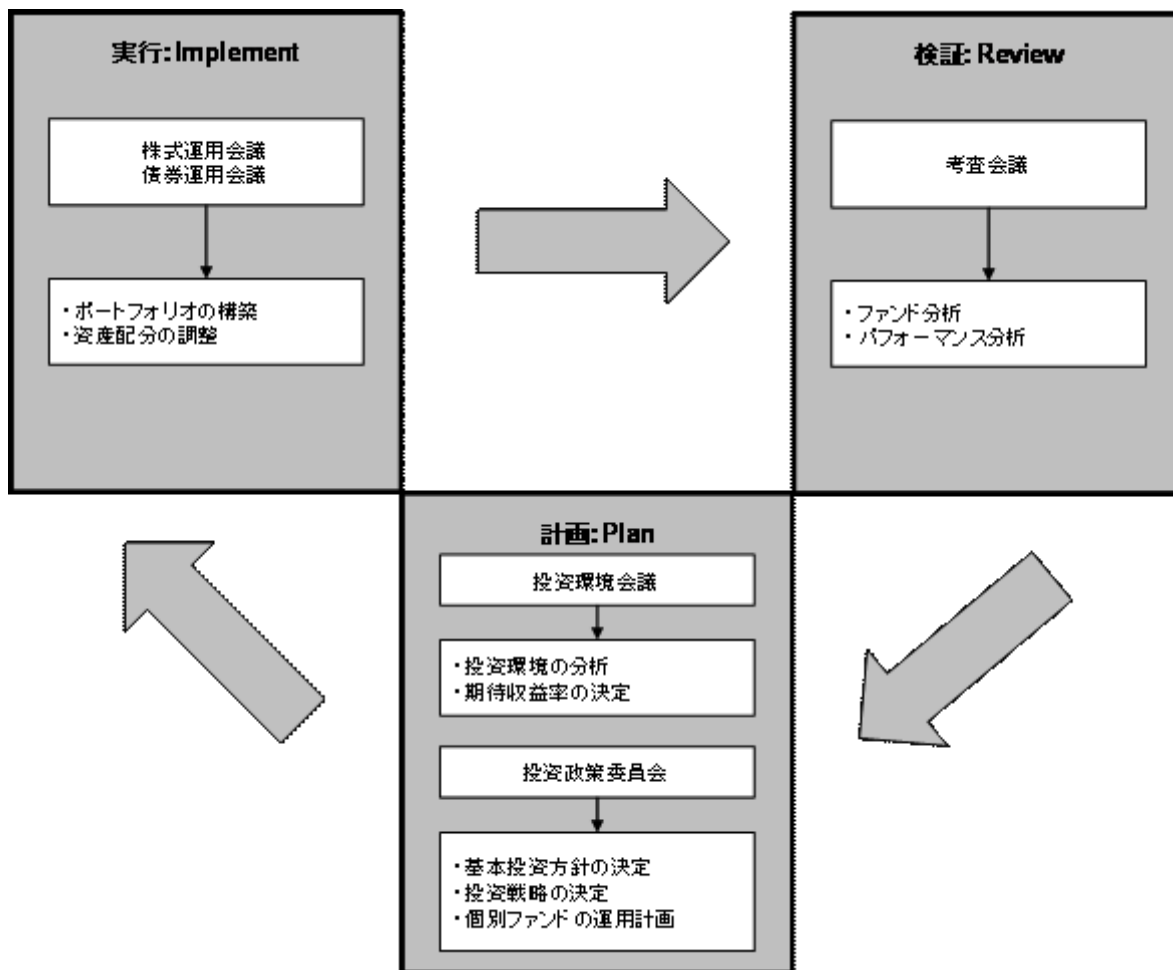
- a 預金
- b 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c コール・ローン
- d 手形割引市場において売買される手形
- e 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

前 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変化等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前 に掲げる金融商品により運用することの指図をすることができます。

(3) 【運用体制】

運用体制

委託会社の運用体制は、以下の通りとなっております。本書提出日現在、30名程度が当該業務に従事しております。



「計画：Plan」

月次で開催される投資環境会議の主な内容は下記の通りです。

- 為替、株式、債券、商品市場の過去1ヶ月の動きを検証
- 株式、債券のバリュエーションを検討
- マクロ経済シナリオを決定
- 各資産クラスの今後3ヶ月、12ヶ月の期待収益率を決定

投資政策委員会は当委員会規則に基づき、月次で開催されます。主な内容は下記の通りです。

- 投資方針を承認
- 投資実績の報告
- ファンドの運用計画書の承認
- 複数資産クラスに投資するファンドの資産配分を決定

「実行：Implement」

日次で開催される株式運用会議の主な内容は下記の通りです。

運用計画の実施・調整
リサーチ結果の討議
リサーチの優先順位策定
モデル・ポートフォリオの見直し
その他運用関連事項

週次で開催される債券運用会議の主な内容は下記の通りです。

運用計画の実施・調整
クレジット関連の討議
その他運用関連事項

「検証：Review」

月次で開催される審査会議の主な内容は下記の通りです。

ファンドのパフォーマンス（対ベンチマーク、対他社設定ファンドとの相対比較等）を検証
ファンドパフォーマンスの要因分析

委託会社はアイエヌジー・海外債券マザーファンドの運用指図に関する権限をアイエヌジー・ファンド・マネジメント B.V. に委託します。運用計画の策定、運用状況の検証、権限の委託先の管理等は委託会社の委託運用部が行います。

< 受託会社に対する管理体制 >

受託会社の資産管理業務に係る事務処理体制、事務執行に起因する事故等が生じた場合には、受託会社に対し事故顕末ならびに再発防止策等の提出を求めるとともに、業務・IT部が事故報告書を作成し、コンプライアンス・リスクマネジメント部コンプライアンス・オフィサー宛に提出します。事故報告書は、月次のコンプライアンス委員会にて検証され、必要とされる場合には受託会社に対する業務改善要求、その他の措置を決定します。

コンプライアンス・リスクマネジメント部は、定期的に受託会社の財務内容等を調査し、受託業務を遂行するに十分な財政的基盤を維持していることを確認します。また、年次にて受託会社より監査法人が作成した「内部統制の整備及び運用状況報告書」を徴求し、受託会社の内部統制が受託業務を遂行するにつき十分な水準であることを確認します。

（４）【分配方針】

毎決算時（決算日をいいます。決算日は毎年の12月11日です。ただし、決算日が休業日の場合には翌営業日となります。）に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

分配対象収益の範囲

分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収入（繰越分を含みます。）および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

分配対象収益についての分配方針

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないこともあります。

留保益の運用方針について

収益分配をあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。)に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

信託約款における投資制限

a 株式、新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限(信託約款第20条第4項)

株式、新株引受権証券および新株予約権証券への実質的な投資は、信託財産の純資産の30%以下とします。

b 投資信託証券への投資制限(信託約款第20条第5項)

マザーファンドを除く投資信託証券への実質的な投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

c 投資する株式等の範囲(信託約款第23条)

(a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとしてします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(b) 前(a)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

d 同一銘柄の株式等への投資制限(信託約款第24条)

(a) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の実質的な時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(b) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の実質的な時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(c) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の実質的な時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

e 信用取引等の運用指図(信託約款第25条)

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

(b) (a)の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株式について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権を表示する証券もしくは証書により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券

5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券

6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

f 先物取引等の運用指図・目的・範囲（信託約款第26条）

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）、ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引の指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）

(b) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

(c) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

g スワップ取引の運用指図・目的・範囲（信託約款第27条）

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

(b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(c) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

(d) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

h 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲（信託約款第28条）

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

(b) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(c) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引の相手方が市場実勢金利をもとに算出した価額で行うものとします。

(d) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

i 各種派生商品の店頭取引の運用指図（信託約款第29条）

(a) 委託会社は信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、次に掲げる取引（以下、iにおいて店頭取引といいます。）を行うことの指図をすることができます。

1. 有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ロに規定する取引をいいます。以下同じ。）
2. 有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハに規定する取引をいいます。以下同じ。）
3. 有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに規定する取引をいいます。以下同じ。）
4. 店頭金融先物取引（金融商品取引法第2条第22項に規定する取引をいいます。以下同じ。）

(b) 店頭取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとし、ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(c) 店頭取引の評価は、当該取引の相手方が市場実勢金利をもとに算出した価額で行うものとし、

j 有価証券の貸付の指図および範囲（信託約款第30条）

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の要件の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとし、
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとし、

(b) (a)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとし、

(c) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとし、

k 公社債の空売りの指図および範囲（信託約款第31条）

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図ができるものとし、

(b) (a)の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 信託財産の一部解約等の事由により、(b)の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとし、

l 公社債の借入れ（信託約款第32条）

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図をするものとし、

(b) (a)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 信託財産の一部解約等の事由により、(b)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとし、

(d) (a)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

m 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款第33条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

n 外国為替予約の指図および範囲（信託約款第34条）

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

(b) (a)の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額の差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする為替予約の指図についてはこの限りではありません。

(c) (b)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

o 資金の借入れ（信託約款第43条）

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(b) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%をこえないこととします。

(c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

「投資信託及び投資法人に関する法律」における投資制限

同一の法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式の総数が当該株式の発行済総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

[参考] 「アイエヌジー・海外債券マザーファンド」の投資方針等

1 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

2 運用方針

(1) 投資対象

主として日本を除くOECD各国の国債、政府関係機関等の発行する債券および社債などの債券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

ポートフォリオの構成にあたっては国際分散投資に留意し、インカムゲインの確保に努めるとともに、リスクの低減に努めます。

投資対象地域をヨーロッパ、北米およびその他の地域に区分して投資配分を決定します。

ポートフォリオに組入れる債券は原則として、投資適格債券とします。この場合、複数の機関によって格付がなされているときには、その最低の格付をもって当該債券の格付とします。

ポートフォリオに組入れられる債券の平均格付けは原則としてA格以上に保ちます。

外貨建資産にかかる為替リスクについては原則としてフルヘッジします。この場合、投資政策委員会およびファンドマネージャーの判断によりヘッジ比率を下げる可能性があります。ただし、ヘッジ比率は50%以上とします。

資産運用は、

1. 全体のデュレーションと地域別（ヨーロッパ、北米およびその他の地域）の配分決定
2. 各国または地域別のイールドカーブの分析とポジショニングの決定
3. 銘柄の選定
4. リスクコントロール

の4つのステップで行います。

シティグループ世界国債インデックス（日本を除く）（為替100%ヘッジ）をベンチマークとします。

運用にあたっては、アイエヌジー・ファンド・マネジメント B.V.（ING Fund Management B.V.）に運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向や市況動向によっては、上記のような運用を行わない場合があります。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引および通貨にかかるオプション取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）および金利先渡取引ならびに為替先渡取引を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券店頭指数等先渡取引、有価証券店頭オプション取引、有価証券店頭指数等スワップ取引および店頭金融先物取引を行うことができます。

(3) 運用制限

外貨建資産への投資には、制限を設けません。

株式、新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことを

あらかじめ明確にしているものへの投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

当ファンドは、公社債など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって投資元本が保証されているものではなく、これを割込むこともあります。当ファンドの投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。また当ファンドは、預金保険機構あるいは保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行等の登録金融機関でファンドを購入された場合、投資者保護基金の支払対象ではありません。当ファンドの受益権の取得申込者は、当ファンドに係るリスク（以下の記載は当ファンドに係るすべてのリスクを網羅しているわけではありません。）を十分に認識していただきますよう、お願いいたします。

一般的ナリスク

a 価格変動リスク

株式や債券等の有価証券は経済動向、市況動向および企業の意思決定等によりその価格が変動します。特に、成長性の高い企業や成長性の高い業種については価格変動リスクが大きくなる傾向があります。

b 流動性リスク

株式や債券等の有価証券を売買する場合、その相手方が存在しなければ取引が成立しません。特に、発行量の少ない場合や、多くの有価証券が長期保有の意思をもって保有されており流通量が少ない場合等、ファンドが最適と考えるタイミングで売買できない可能性があります。この場合、享受できるべき値上がり益が少なくなったり、または、被る損失が増加したりする可能性があります。

c 信用リスク

株式の発行体の企業が債務不履行になった場合、当該企業の株式の価格は大きく値下がりし、または、全く価値のないものになる可能性があります。債券においては、債券の発行体の企業が債務不履行になった場合、当該企業の債券の価格は大きく値下がりし、または、全く価値のないものになる可能性があります。

d 金利リスク

一般的に金利が上昇した場合には債券価格が下落します。債券を保有している場合、ファンドの基準価額を下げる要因になります。

e 解約資金の流出に伴うリスク

大量の解約資金を手当てするために保有有価証券等を売却する場合、ファンドの基準価額に影響を与える場合があります。更に、ファンドはファミリーファンド方式による運用のため、マザーファンドの受益証券に投資する他のファンドの資金動向によってもファンドの基準価額が影響を受けることがあります。また、売却した有価証券等の売却代金回収までの期間、一時的にファンドで資金借入れを行うことによってファンドの解約金の支払いに対応する場合があります。その場合の借入金利はファンドが負担することになります。

f 為替変動リスク

ファンドは、主として外貨建資産に投資を行いますので、為替変動リスクが生じます。ファンドが外貨建資産に投資を行う場合、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図りますが、為替ヘッジにはヘッジコストがかかります。ヘッジコストとは円短期金利とヘッジする通貨の短期金利格差分に相当しますが、日本よりも金利水準の高い通貨の為替ヘッジを行った場合、このヘッジコストの分だけ収益率の低下要因となります。また、設定・解約等の資金動向や、組入有価証券の値動き等により、完全にヘッジすることができない場合があります。基準価額の変動要因になります。

g カントリーリスク

一般に有価証券への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規則、資本規制、税制等の要因によって影響を受け

ます。そのため、投資対象有価証券の発行国の政治、経済、社会情勢等の変化により、金融・資本市場が混乱し、資産価値が大きく変動することがあります。

換金性が制限される場合

通常と異なる状況において、ご換金に制限を設けることがあります。

取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の申込みの受け付けを中止することがあります。ご換金の申込みの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日のご換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受け付けたものとして取扱います。

(2) リスク管理体制

委託会社の投資リスクの管理体制は以下の通りです。法令・規則の変更等への対応につきましては、適宜適切に対応しております。

日常のリスク管理

投資に関するリスクは、CIO（チーフ・インベストメント・オフィサー）によって、定期的にモニターされております。売買執行の管理については、売買執行をファンドマネージャーとは原則として別のトレーダーが行い、相互牽制機能を働かせています。また、日々コンプライアンス・リスクマネジメント部が売買伝票をチェックし、その内容について適正かどうかの管理がなされております。

考査会議（月次）

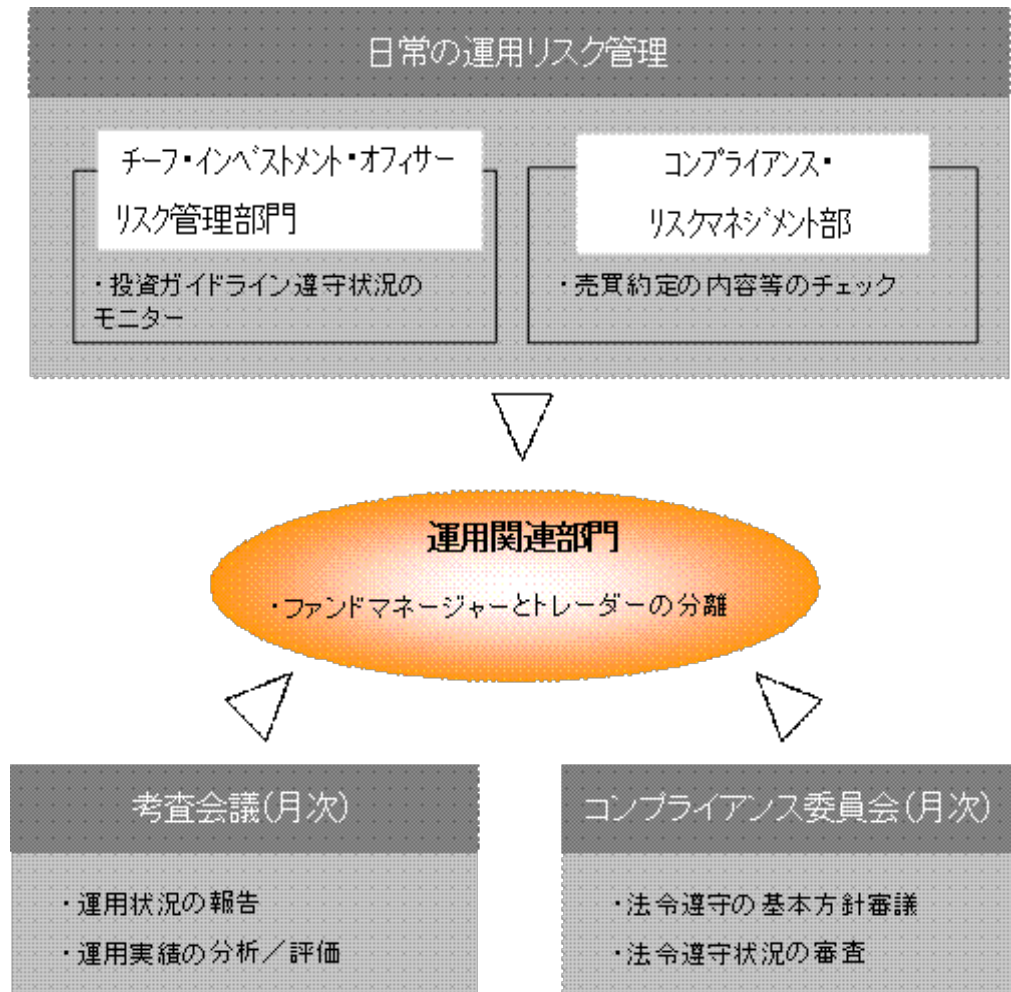
ファンドの信託財産に関し、運用状況の報告、運用実績の分析および評価について考査します。

コンプライアンス委員会（月次）

会社全般の法令遵守に関する基本方針を審議、決定すると共に、法令遵守状況を審査します。

種類	管理の頻度	管理方法
売買発注	日次	コンプライアンス・リスクマネジメント部が売買伝票を日々チェック
投資ガイドライン	月次・日次	CIOならびにリスク管理部門により定期的にモニター
考査会議	月次	運用状況報告および運用実績の分析・評価
コンプライアンス委員会	月次	法令遵守状況の審査
法令・規則の変更等	適宜	コンプライアンス・リスクマネジメント部が関係者に連絡し、必要に応じ会議を開催

ファンドのリスク管理体制



4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

取得申込時の申込手数料は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込金額、取得申込代金^{*}あるいは取得申込口数に応じて、基準価額の0.525%（税抜き 0.5%）を上限とした販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。

^{*}取得申込金額とは、1口当たりの発行価格に取得申込口数を乗じて得た金額をいいます。取得申込金額には、申込手数料ならびに申込手数料に対する消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は、含まれません。また取得申込代金とは、取得申込者が申込みに際して支払う金額の総計をいい、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額が含まれます。

申込手数料については、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

お電話によるお問い合わせ先（委託会社）

電話番号 03 - 5210 - 0653（9：00～17：00 土、日、祝日除く）

販売会社によっては、当該販売会社で前3ヵ月以内に支払いを受けた投資信託の償還金等、または追加型投資信託の信託終了の1年前以内等で当該販売会社が定める期間内において換金した代金をもって当ファンドの取得申込みをする場合には、販売会社が独自に定める手数料の優遇措置等が受けられる場合があります。

詳細は販売会社にお問い合わせ下さい。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、日々、信託財産の純資産総額に年0.8925%（税抜き年0.85%）の率を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了の時、信託財産中から支弁するものとします。この場合、消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分は次の通りです。

項目	信託報酬の額
信託報酬の配分	委託会社 当該純資産額に対し 年率0.42%（税抜き 0.40%）
	販売会社 当該純資産額に対し 年率0.42%（税抜き 0.40%）
	受託銀行 当該純資産額に対し 年率0.0525%（税抜き 0.05%）

上記の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社がいったん信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。

(4)【その他の手数料等】

組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託報酬および売買委託手数料に対する消費税等相当額（5%）、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産保管に要する費用、その他信託事務の処理に要する費用、ファンドの借入金利息ならびに借入れの手続きにかかる費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁するものとします。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、当該計算期間を通じて日々、信託財産の純資産総額に一定の率を乗じて得た額、もしくは固定額を毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、当該消費税額とともに信託財産中より支弁するものとします。本書提出日現在の財務諸表の監査に要する費用は信託財産の純資産総額に年0.00525%（税抜き

0.005%) を乗じて計算した額とします。

(5) 【課税上の取扱い】

個人の受益者に対する課税

< 収益分配金について >

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税のいずれかを選択することもできます。収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。なお、平成24年1月1日からは普通分配金について、上記の10%（所得税7%および地方税3%）の税率は変更され、20%（所得税15%および地方税5%）の税率になる予定です。

< 一部解約金、償還金について >

一部解約時および償還時の差益（一部解約時および償還時の価額から取得費（税込申込手数料を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなして10%の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行われます。また、平成24年1月1日からは一部解約時および償還時の差益について、上記の10%（所得税7%および地方税3%）の税率は変更され、20%（所得税15%および地方税5%）の税率になる予定です。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、地方税の源泉徴収はなくなり、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。上記7%の税率は平成24年1月1日からは、15%（所得税15%）になる予定です。

< 注1 > 個別元本について

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うと当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、保護預りではない受益証券および記名式受益証券については各受益証券毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合には当該支店等毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合にはコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

< 注2 > 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分

配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

<注3> 税制改正等について

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

確定拠出年金法に基づく受益者である場合には、確定拠出年金法に基づき取扱います。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

平成22年1月29日現在

資産の種類	国名 (地域)	時価(円)	投資比率 (%)
有価証券			
親投資信託受益証券	日本		
アイエヌジー・海外債券マザーファンド受益証券		231,682,840	100.09
小計	-	231,682,840	100.09
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	198,242	0.09
合計(純資産総額)	-	231,484,598	100.00

注：投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

[参考]親投資信託の投資状況

アイエヌジー・海外債券マザーファンド

平成22年1月29日現在

資産の種類	国名(地域)	時価(円)	投資比率 (%)
有価証券			
債券	アメリカ	1,575,759,104	35.05%
	フランス	555,425,895	13.06%
	ドイツ	541,198,995	12.72%
	オランダ	426,748,964	10.03%
	イギリス	286,744,052	6.74%
	イタリア	239,781,533	5.64%
	スペイン	141,871,817	3.34%
	ベルギー	76,122,495	1.79%
	カナダ	66,584,144	1.57%
	オーストリア	66,144,270	1.55%
小計	-	3,976,381,269	93.49%
現金・預金・その他の資産(負債控除後)			
現金・預金・その他の資産	-	277,077,676	6.51%
小計	-	277,077,676	6.51%
合計(純資産総額)	-	4,253,458,945	100.00%

注：投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】(平成22年1月29日現在)

イ) 主要投資銘柄

銘柄	業種	数量 口	簿価単価 円	簿価金額 円	評価単価 円	評価金額 円	投資比率 %
アイエヌジー・海外債券マ ザーファンド	-	186,660,361	12,398	231,421,516	12,412	231,682,840	100.09

注: 投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

ロ) 種類別構成比率

種類	評価金額(円貨)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	231,682,840	100.09
合計	231,682,840	100.09

注: 投資比率は、純資産総額に対する当該種類の円貨における評価額比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

[参考]親投資信託

アイエヌジー・海外債券マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

イ) 主要投資銘柄（上位30銘柄）

種類	地域	銘柄名	通貨	償還期限	利率	額面	簿価単価	簿価金額	評価単価	評価金額	投資比率
					%		円	円	円	円	%
国債証券	フランス	FRANCE (GOVT OF)	EUR	2019/4/25	4.25	1,360,000	13,257.04	180,295,832	13,355.46	181,634,376	4.27
国債証券	オランダ	NETHERLANDS GOVERNMENT	EUR	2019/7/15	4	1,230,000	13,033.00	160,306,005	13,111.66	161,273,459	3.79
国債証券	アメリカ	US TREASURY N/B	USD	2019/2/15	2.75	1,903,000	8,489.16	161,548,809	8,405.41	159,955,074	3.76
国債証券	オランダ	NETHERLANDS GOVERNMENT	EUR	2037/1/15	4	1,295,000	12,078.92	156,422,027	12,350.03	159,932,978	3.76
国債証券	ドイツ	DEUTSCHLAND REP	EUR	2037/1/4	4	1,260,000	12,238.83	154,209,298	12,511.32	157,642,682	3.71
国債証券	ドイツ	BUNDES OBLIGATION	EUR	2013/10/11	4	1,110,000	13,375.43	148,467,367	13,461.12	149,418,465	3.51
国債証券	アメリカ	US TREASURY N/B	USD	2012/8/31	4.125	1,305,000	9,698.66	126,567,643	9,655.88	126,009,306	2.96
国債証券	フランス	FRANCE (GOVT OF)	EUR	2015/4/25	3.5	870,000	12,990.62	113,018,420	13,097.70	113,950,008	2.68
国債証券	アメリカ	US TREASURY N/B	USD	2014/2/15	4	1,165,000	9,731.62	113,373,426	9,704.28	113,054,869	2.66
国債証券	アメリカ	US TREASURY N/B	USD	2018/11/15	3.75	1,208,000	9,229.51	111,492,572	9,127.78	110,263,662	2.59
国債証券	アメリカ	US TREASURY N/B	USD	2011/10/31	4.625	1,145,000	9,628.88	110,250,727	9,589.60	109,801,016	2.58
国債証券	アメリカ	US TREASURY N/B	USD	2015/5/15	4.125	1,020,000	9,751.96	99,470,057	9,707.08	99,012,230	2.33
国債証券	アメリカ	US TREASURY N/B	USD	2011/1/15	4.25	1,040,000	9,378.16	97,532,907	9,315.73	96,883,676	2.28
国債証券	ドイツ	DEUTSCHLAND REP	EUR	2019/1/4	3.75	713,000	12,955.21	92,370,672	13,106.88	93,452,116	2.20
国債証券	スペイン	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	EUR	2013/1/31	6.15	645,000	14,071.83	90,763,345	13,836.65	89,246,427	2.10
国債証券	フランス	FRANCE (GOVT OF)	EUR	2010/4/25	5.5	705,000	12,768.76	90,019,799	12,643.38	89,135,888	2.10
国債証券	フランス	FRANCE (GOVT OF)	EUR	2019/10/25	3.75	685,000	12,796.47	87,655,861	12,727.48	87,183,249	2.05
国債証券	ドイツ	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	EUR	2015/1/4	3.75	650,000	13,233.27	86,016,311	13,346.43	86,751,809	2.04
国債証券	オランダ	NETHERLANDS GOVERNMENT	EUR	2018/7/15	4	656,000	13,008.95	85,338,772	13,165.39	86,365,001	2.03
国債証券	アメリカ	US TREASURY N/B	USD	2010/9/30	2	860,000	9,109.55	78,342,167	9,083.60	78,118,976	1.84
国債証券	ベルギー	BELGIUM KINGDOM	EUR	2019/3/28	4	590,000	12,786.41	75,439,845	12,902.11	76,122,494	1.79
国債証券	イタリア	BUONI POLIENNALI DEL TES	EUR	2019/3/1	4.5	545,000	13,174.32	71,800,049	13,081.16	71,292,353	1.68
国債証券	イギリス	TREASURY	GBP	2032/6/7	4.25	492,000	14,373.67	70,718,481	14,141.03	69,573,880	1.64
国債証券	アメリカ	US TREASURY N/B	USD	2012/7/31	4.625	685,000	9,807.37	67,180,501	9,748.46	66,776,988	1.57
国債証券	カナダ	CANADA-GOV'T	CAD	2029/6/1	5.75	642,000	10,235.23	65,710,179	10,371.36	66,584,144	1.57
国債証券	オーストリア	REPUBLIC OF AUSTRIA	EUR	2013/10/20	3.8	500,000	13,189.46	65,947,348	13,228.85	66,144,270	1.56
国債証券	アメリカ	US TREASURY N/B	USD	2013/3/31	2.5	700,000	9,270.85	64,895,971	9,257.53	64,802,718	1.52
国債証券	アメリカ	US TREASURY N/B	USD	2011/12/31	1	690,000	8,982.26	61,977,594	9,007.15	62,149,360	1.46
国債証券	アメリカ	US TREASURY N/B	USD	2010/11/30	1.25	685,000	9,059.05	62,054,552	9,050.28	61,994,477	1.46
国債証券	アメリカ	US TREASURY N/B	USD	2015/11/15	4.5	605,000	9,920.98	60,021,961	9,867.68	59,699,517	1.40

注1: 投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の円貨における評価額比率です。

注2: 評価額組入上位30銘柄について記載しています。

ロ）業種（種類）別構成比率

業種（種類）	評価金額（円貨）	投資比率（％）
国債証券	3,976,381,269	93.49%
合計	3,976,381,269	93.49%

注：投資比率は、純資産総額に対する当該業種（種類）の円貨における評価額比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

期	年月日	純資産総額 （百万円） （分配落）	純資産総額 （百万円） （分配付）	1口あたり 純資産額 （円） （分配落）	1口あたり 純資産額 （円） （分配付）
第1期	平成13年12月11日	157	160	1.0057	1.0207
第2期	平成14年12月11日	538	545	1.0277	1.0427
第3期	平成15年12月11日	603	612	1.0239	1.0389
第4期	平成16年12月13日	553	561	1.0411	1.0561
第5期	平成17年12月12日	524	531	1.0321	1.0471
第6期	平成18年12月11日	353	360	0.9976	1.0176
第7期	平成19年12月11日	286	291	0.9562	0.9762
第8期	平成20年12月11日	244	250	0.9765	0.9965
第9期	平成21年12月11日	229	233	0.9683	0.9883
	平成21年 1月末日	246	-	0.9679	-
	平成21年 2月末日	247	-	0.9695	-
	平成21年 3月末日	244	-	0.9848	-
	平成21年 4月末日	236	-	0.9800	-
	平成21年 5月末日	230	-	0.9609	-
	平成21年 6月末日	232	-	0.9712	-
	平成21年 7月末日	229	-	0.9703	-
	平成21年 8月末日	232	-	0.9841	-
	平成21年 9月末日	233	-	0.9890	-
	平成21年 10月末日	233	-	0.9830	-
	平成21年 11月末日	235	-	0.9937	-
	平成21年 12月末日	230	-	0.9606	-
	平成22年 1月末日	231	-	0.9681	-

【分配の推移】

期間		1万口当たりの 分配金（円）
第1期	平成12年12月12日～平成13年12月11日	150円
第2期	平成13年12月12日～平成14年12月11日	150円
第3期	平成14年12月12日～平成15年12月11日	150円
第4期	平成15年12月12日～平成16年12月13日	150円
第5期	平成16年12月14日～平成17年12月12日	150円
第6期	平成17年12月13日～平成18年12月11日	200円
第7期	平成18年12月12日～平成19年12月11日	200円
第8期	平成19年12月12日～平成20年12月11日	200円
第9期	平成20年12月12日～平成21年12月11日	200円

【収益率の推移】

期間		収益率（％）
第1期	平成12年12月12日～平成13年12月11日	2.07
第2期	平成13年12月12日～平成14年12月11日	3.68
第3期	平成14年12月12日～平成15年12月11日	1.09
第4期	平成15年12月12日～平成16年12月13日	3.14
第5期	平成16年12月14日～平成17年12月12日	0.58
第6期	平成17年12月13日～平成18年12月11日	1.40
第7期	平成18年12月12日～平成19年12月11日	2.15
第8期	平成19年12月12日～平成20年12月11日	4.22
第9期	平成20年12月12日～平成21年12月11日	1.21

6【手続等の概要】

(1) 申込（販売）手続等

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行うものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後に自動的に再投資する「自動けいぞく投資コース」と、収益の分配が行われるつど収益分配金を受け取る「一般コース」があり、取扱い可能なコースは販売会社により異なる場合があります。「自動けいぞく投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める自動けいぞく投資約款にしたがい契約を締結します。

受益権の申込単位は販売会社が定める単位とします。

受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、申込手数料および当該申込手数料に対する消費税等に相当する金額を加算した価額とします。なお、「自動けいぞく投資コース」の収益分配金を再投資する場合の価額は、原則として、各計算期間終了日の基準価額とします（申込手数料はかかりません。）。

販売会社および委託会社の営業日の午後3時までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。なお、東京またはアムステルダムの銀行の休業日においては、取得の申込みを受付けないものとします。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい

い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(2) 換金（解約）手続等

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行を請求することにより換金（解約）することができます。換金単位は販売会社が定める単位とします。

販売会社および委託会社の営業日の午後3時までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。なお、東京またはアムステルダムの銀行の休業日においては、換金の申込みを受付けないものとします。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求に制限を設けさせて頂く場合があります。

一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額となります。

ファンドの基準価額については、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページで、最新の基準価額をご覧になることもできます。

お電話によるお問い合わせ先（委託会社）

電話番号 03 - 5210 - 0653（9：00～17：00 土、日、祝日除く）

委託会社のホームページ

アドレス <http://www.ingfunds.co.jp/>

解約代金の支払いは原則として解約の請求受付日から起算して5営業日目から販売会社で支払われます。

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の解約の受付を中止することがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、解約の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受付けたものとして取扱うこととします。

換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

7【管理及び運営の概要】

(1) 資産の評価

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における発行済受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。この場合、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

基準価額は、原則として、委託会社の営業日（土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、1月2日、1月3日以外の日とします。）に計算されます。

ファンドの基準価額については、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページで、最新の基準価額をご覧になることもできます。

お電話によるお問い合わせ先(委託会社)

電話番号 03 - 5210 - 0653 (9:00~17:00 土、日、祝日除く)

委託会社のホームページ

アドレス <http://www.ingfunds.co.jp/>

(2) 保管

該当事項はありません。

(3) 信託期間

ファンドの信託期間は原則として無期限です。ただし、後記(5)aにより信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 計算期間

ファンドの計算期間は、毎年12月12日から翌年12月11日までとします。ただし、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) その他

a 信託の終了

- (a) 委託会社は、信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (b) 委託会社は、前(a)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (c) 前(b)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヶ月を下らないものとします。
- (d) 前(c)の一定期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- (e) 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (f) 前(c)から(e)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前(c)の一定の期間が一ヶ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には前段は適用されません。
- (g) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (h) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、「b. 信託約款の変更(d)」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- (i) 受託会社はその任務を辞任する場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社

はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

b 信託約款の変更

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (b) 委託会社は、前(a)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (c) 前(b)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (d) 前(c)の一定期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、当該信託約款の変更をしません。
- (e) 委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (f) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更することがあります。この場合、前(a)から前(e)までの手続きを準用します。

c 反対者の買取請求権

信託期間中における信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

d 運用報告書

委託会社は、計算期間の末日ごとおよび償還時に、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

e 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

f 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約の期間は、契約締結日から1年間とします。ただし、期間満了の3か月（または1か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

（参考）

アイエヌジー・海外債券マザーファンドの運用に関して、委託会社と投資顧問会社との間で締結された投資一任契約の有効期間は、無期限とします。ただし、委託会社または投資顧問会社が他方の当事者に対し、30日前までに通知することにより契約を終了することができます。

(6) 受益者の権利等

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された

受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

1. 収益分配金の請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。ただし、「一般コース」の場合、収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しなかったときは、その権利を失い、委託会社が受託銀行から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

2. 償還金の請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益者に支払われます。償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託銀行から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

3. 受益権の換金（一部解約の実行）請求権

受益者は、受益権の一部解約の実行を請求することにより、委託会社に受益権の換金を請求することができます。権利行使の方法等については、「6 手続等の概要」をご参照下さい。

4. 受益権均等分割

受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて均等に当ファンドの受益権を保有します。

5. 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第2【財務ハイライト情報】

本項の記載事項は、「ファンドの詳細情報」に記載の「財務諸表」（当該「財務諸表」については、新日本有限責任監査法人により監査証明を受けており、当該監査証明にかかる監査報告書は、当該「財務諸表」の箇所に添付しております。）から抜粋して記載したものです。

アイエヌジー・海外債券オープン

1【貸借対照表】

(単位：円)

	第8期計算期間末 (平成20年12月11日現在)	第9期計算期間末 (平成21年12月11日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	6,679,463	5,833,361
親投資信託受益証券	244,992,732	229,043,751
未収利息	40	9
流動資産	251,672,235	234,877,121
資産	251,672,235	234,877,121
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	5,017,695	4,732,150
未払解約金	541,154	-
未払受託者報酬	65,184	61,156
未払委託者報酬	1,042,893	978,459
その他未払費用	6,450	6,060
流動負債	6,673,376	5,777,825
負債	6,673,376	5,777,825
純資産の部		
元本等		
元本	250,884,781	236,607,542
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	5,885,922	7,508,246
(分配準備積立金)	6,482,034	8,045,954
元本等合計	244,998,859	229,099,296
純資産	244,998,859	229,099,296
負債純資産	251,672,235	234,877,121

2【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第8期計算期間 自 平成19年12月12日 至 平成20年12月11日	第9期計算期間 自 平成20年12月12日 至 平成21年12月11日
営業収益		
受取利息	1,509	91
有価証券売買等損益	12,538,835	4,951,019
営業収益	12,540,344	4,951,110
営業費用		
受託者報酬	138,983	124,852
委託者報酬	2,223,651	1,997,532
その他費用	13,758	12,363
営業費用	2,376,392	2,134,747
営業利益	10,163,952	2,816,363
経常利益	10,163,952	2,816,363
当期純利益	10,163,952	2,816,363
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	12,855	80,561
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	13,110,022	5,885,922
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,794,022	524,061
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,794,022	524,061
剰余金減少額又は欠損金増加額	703,324	150,037
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	703,324	150,037
分配金	5,017,695	4,732,150
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	5,885,922	7,508,246

[次へ](#)

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

期別 項目	第8期計算期間 自 平成19年12月12日 至 平成20年12月11日	第9期計算期間 自 平成20年12月12日 至 平成21年12月11日
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益の計上基準 同左

第3【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 投資信託受益証券の名義書換の事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者名簿

作成しません。

(3) 受益者に対する特典

ありません。

(4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

(8) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第4【ファンドの詳細情報の項目】

第1 ファンドの沿革

第2 手続等

(1) 申込（販売）手続等

(2) 換金（解約）手続等

第3 管理及び運営

1. 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

(2) 保管

(3) 信託期間

(4) 計算期間

(5) その他

2. 受益者の権利等

第4 ファンドの経理状況

1. 財務諸表

(1) 貸借対照表

(2) 損益及び剰余金計算書

(3) 注記表

(4) 附属明細表

2. ファンドの現況

純資産額計算書

第5 設定及び解約の実績

第三部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成12年12月12日 当初設定、信託契約締結、運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行うものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後に自動的に再投資する「自動けいぞく投資コース」と、収益の分配が行われるつど収益分配金を受け取る「一般コース」があり、取扱い可能なコースは販売会社により異なる場合があります。「自動けいぞく投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める自動けいぞく投資約款にしたがい契約を締結します。

受益権の申込単位は販売会社が定める単位とします。

受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、申込手数料および当該申込手数料に対する消費税等に相当する金額を加算した価額とします。なお、「自動けいぞく投資コース」の収益分配金を再投資する場合の価額は、原則として、各計算期間終了日の基準価額とします（申込手数料はかかりません。）。

販売会社および委託会社の営業日の午後3時までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。なお、東京またはアムステルダムの銀行の休業日においては、取得の申込みを受付けないものとします。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行を請求することにより換金（解約）することができます。換金単位は販売会社が定める単位とします。

販売会社および委託会社の営業日の午後3時までには受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。なお、東京またはアムステルダムの銀行の休業日においては、換金の申込みを受付けないものとします。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求に制限を設けさせて頂く場合があります。

一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額となります。

ファンドの基準価額については、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページで、最新の基準価額をご覧になることもできます。

お電話によるお問い合わせ先（委託会社）

電話番号 03 - 5210 - 0653（9：00～17：00 土、日、祝日除く）

委託会社のホームページ

アドレス <http://www.ingfunds.co.jp/>

解約代金の支払いは原則として解約の請求受付日から起算して5営業日目から販売会社で支払われます。

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の解約の受付を中止することがあります。この場合、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、解約の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受付けたものとして取扱うこととします。

換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における発行済受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりには換算した価額で表示されることがあります。

純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。この場合、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

基準価額は、原則として、委託会社の営業日（土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、1月2日、1月3日以外の日とします。）に計算されます。

ファンドの基準価額については、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページで、最新の基準価額をご覧になることもできます。

お電話によるお問い合わせ先（委託会社）

電話番号 03 - 5210 - 0653（9：00～17：00 土、日、祝日除く）

委託会社のホームページ

アドレス <http://www.ingfunds.co.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

ファンドの信託期間は原則として無期限です。ただし、後記(5)aにより信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年12月12日から翌年12月11日までとします。ただし、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

a 信託の終了

(a) 委託会社は、信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 委託会社は、前(a)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(c) 前(b)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヶ月を下らないものとします。

(d) 前(c)の一定期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。

(e) 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、

これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- (f) 前(c)から(e)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前(c)の一定の期間が一ヶ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には前段は適用されません。
- (g) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (h) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、「b.信託約款の変更(d)」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- (i) 受託会社はその任務を辞任する場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

b 信託約款の変更

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (b) 委託会社は、前(a)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (c) 前(b)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヶ月を下らないものとします。
- (d) 前(c)の一定期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、当該信託約款の変更をしません。
- (e) 委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (f) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更することがあります。この場合、前(a)から前(e)までの手続きを準用します。

c 反対者の買取請求権

信託期間中における信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

d 運用報告書

委託会社は、計算期間の末日ごとおよび償還時に、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

e 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

f 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約の期間は、契約締結日から1年間とします。ただし、期間満了の3か月（または1か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

（参考）

アイエヌジー・海外債券マザーファンドの運用に関して、委託会社と投資顧問会社との間で締結された投資一任契約の有効期間は、無期限とします。ただし、委託会社または投資顧問会社が他方の当事者に対し、30日前までに通知することにより契約を終了することができます。

2【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(1) 収益分配金の請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。ただし、「一般コース」の場合、収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しなかったときは、その権利を失い、委託会社が受託銀行から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金の請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益者に支払われます。償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託銀行から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 受益権の換金（一部解約の実行）請求権

受益者は、受益権の一部解約の実行を請求することにより、委託会社に受益権の換金を請求することができます。権利行使の方法等については、前記「第2 手続等」をご参照下さい。

(4) 受益権均等分割

受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて均等に当ファンドの受益権を保有します。

(5) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、第8期計算期間（平成19年12月12日から平成20年12月11日まで）、及び第9期計算期間（平成20年12月12日から平成21年12月11日まで）について内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

投資信託財産計算規則は、平成21年6月24日付内閣府令第35号により改正されておりますが、第8期計算期間（平成19年12月12日から平成20年12月11日まで）については改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しており、第9期計算期間（平成20年12月12日から平成21年12月11日まで）については内閣府令第35号附則第16条第2項により、改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、第8期計算期間（平成19年12月12日から平成20年12月11日まで）、及び第9期計算期間（平成20年12月12日から平成21年12月11日まで）の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

アイエヌジー・海外債券オープン

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第8期計算期間末 (平成20年12月11日現在)	第9期計算期間末 (平成21年12月11日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	6,679,463	5,833,361
親投資信託受益証券	244,992,732	229,043,751
未収利息	40	9
流動資産	251,672,235	234,877,121
資産	251,672,235	234,877,121
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	5,017,695	4,732,150
未払解約金	541,154	-
未払受託者報酬	65,184	61,156
未払委託者報酬	1,042,893	978,459
その他未払費用	6,450	6,060
流動負債	6,673,376	5,777,825
負債	6,673,376	5,777,825
純資産の部		
元本等		
元本	250,884,781	236,607,542
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	5,885,922	7,508,246
（分配準備積立金）	6,482,034	8,045,954
元本等合計	244,998,859	229,099,296
純資産	244,998,859	229,099,296
負債純資産	251,672,235	234,877,121

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第8期計算期間	第9期計算期間
	自平成19年12月12日 至平成20年12月11日	自平成20年12月12日 至平成21年12月11日
営業収益		
受取利息	1,509	91
有価証券売買等損益	12,538,835	4,951,019
営業収益	12,540,344	4,951,110
営業費用		
受託者報酬	138,983	124,852
委託者報酬	2,223,651	1,997,532
その他費用	13,758	12,363
営業費用	2,376,392	2,134,747
営業利益	10,163,952	2,816,363
経常利益	10,163,952	2,816,363
当期純利益	10,163,952	2,816,363
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	12,855	80,561
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	13,110,022	5,885,922
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,794,022	524,061
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,794,022	524,061
剰余金減少額又は欠損金増加額	703,324	150,037
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	703,324	150,037
分配金	5,017,695	4,732,150
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	5,885,922	7,508,246

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期別 項目	第8期計算期間 自 平成19年12月12日 至 平成20年12月11日	第9期計算期間 自 平成20年12月12日 至 平成21年12月11日
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益の計上基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

第8期計算期間末 (平成20年12月11日現在)	第9期計算期間末 (平成21年12月11日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数 250,884,781 口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 236,607,542 口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 5,885,922 円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 7,508,246 円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9765円 (10,000口当たり純資産額 9,765円)	3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9683円 (10,000口当たり純資産額 9,683円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第8期計算期間 自 平成19年12月12日 至 平成20年12月11日			第9期計算期間 自 平成20年12月12日 至 平成21年12月11日		
1.当ファンドの主要投資対象である、アイエヌジー・海外債券マザーファンドにおいて、信託財産の運用に係わる権限の全部または一部を委託する為に要する費用 支払金額 530,420 円			1.当ファンドの主要投資対象である、アイエヌジー・海外債券マザーファンドにおいて、信託財産の運用に係わる権限の全部または一部を委託する為に要する費用 支払金額 476,430 円		
2.分配金の計算過程 計算期末における分配対象金額11,803,597円（10,000口当たり470円）のうち 5,017,695円（10,000口当たり200円）を分配金額としております。			2.分配金の計算過程 計算期末における分配対象金額13,288,442円（10,000口当たり561円）のうち4,732,150円（10,000口当たり200円）を分配金額としております。		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	8,292,154 円	費用控除後の配当等収益額	A	6,861,957 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	- 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	- 円
収益調整金額	C	303,868 円	収益調整金額	C	510,338 円
分配準備積立金額	D	3,207,575 円	分配準備積立金額	D	5,916,147 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	11,803,597 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	13,288,442 円
当ファンドの期末残存口数	F	250,884,781 口	当ファンドの期末残存口数	F	236,607,542 口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F ×10,000	470 円	10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F ×10,000	561 円
10,000口当たりの分配額	H	200 円	10,000口当たりの分配額	H	200 円
収益分配金金額	I=F× H/10,000	5,017,695 円	収益分配金金額	I=F× H/10,000	4,732,150 円

（関連当事者との取引に関する注記）

第8期計算期間 自 平成19年12月12日 至 平成20年12月11日	第9期計算期間 自 平成20年12月12日 至 平成21年12月11日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（その他の注記）

1. 元本の移動

第8期計算期間 自 平成19年12月12日 至 平成20年12月11日		第9期計算期間 自 平成20年12月12日 至 平成21年12月11日	
期首元本額	299,116,847 円	期首元本額	250,884,781 円
期中追加設定元本額	15,585,660 円	期中追加設定元本額	8,077,183 円
期中一部解約元本額	63,817,726 円	期中一部解約元本額	22,354,422 円

2. 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

第8期計算期間（自 平成19年12月12日 至 平成20年12月11日）

（単位：円）

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
親投資信託受益証券	244,992,732	12,024,678
合 計	244,992,732	12,024,678

第9期計算期間（自 平成20年12月12日 至 平成21年12月11日）

（単位：円）

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
親投資信託受益証券	229,043,751	4,692,080
合 計	229,043,751	4,692,080

3. デリバティブ取引関係

第8期計算期間（自 平成19年12月12日 至 平成20年12月11日）

該当事項はありません。

第9期計算期間（自 平成20年12月12日 至 平成21年12月11日）

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

(平成21年12月11日現在)

種類	通貨	銘柄	口数	評価額
親投資信託受益証券	日本円	アイエヌジー・海外債券マザーファンド	184,727,600	229,043,751
	合計		184,727,600	229,043,751

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「アイエヌジー・海外債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

尚、同親投資信託の状況は次の通りです。

また、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

アイエヌジー・海外債券マザーファンド

(1) 資産・負債の状況

(単位：円)

科目	対象年月日	(平成21年12月11日現在)
		金額
資産の部		
流動資産		
預金		51,515,517
コール・ローン		25,926,553
国債証券		4,155,649,294
派生商品評価勘定		36,867,472
未収利息		45,101,613
前払費用		22,728,337
流動資産合計		4,337,788,786
資産合計		4,337,788,786
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定		17,992,150
流動負債合計		17,992,150
負債合計		17,992,150
純資産の部		
元本等		
元本		
元本		3,483,863,674
剰余金		
期末剰余金		835,932,962
純資産合計		4,319,796,636
負債・純資産合計		4,337,788,786

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	対象期間 自 平成20年 12月12日 至 平成21年 12月11日
1.運用資産の評価基準及び評価方法	(1)国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 (2)外国為替予約取引 計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

（その他の注記）

(平成21年 12月 11日 現在)	
1. 子ファンドの期首	平成20年12月12日
期首元本額	3,808,851,954 円
対象期間中の追加設定元本額	139,806,990 円
対象期間中の一部解約元本額	464,795,270 円
期末元本額	3,483,863,674円
平成21年 12月11日現在の元本の内訳	
アイエヌジー・グローバルバランスオープン（安定投資型）	7,236,608 円
アイエヌジー・グローバルバランスオープン（分散投資型）	8,412,061 円
アイエヌジー・グローバルバランスオープン（積極投資型）	10,342,799 円
アイエヌジー・グローバルインカムオープン	56,977,986 円
アイエヌジー・海外債券オープン	184,727,600 円
アイエヌジー・海外債券ファンドVA（適格機関投資家専用）	2,745,674,052 円
アイエヌジー・グローバルバランスファンドVA（株25型）（適格機関投資家専用）	227,949,631 円
アイエヌジー・グローバルバランスファンドVA（株50型）（適格機関投資家専用）	144,008,998 円
アイエヌジー・グローバルバランスファンドVA（株70型）（適格機関投資家専用）	98,533,939 円
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.2399 円
（1万口当たり純資産額	12,399円）

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

(平成21年12月11日現在)

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額
国債証券	米ドル	US TREASURY N/B		175,000.00	175,287.17
		US TREASURY N/B		390,000.00	404,548.95
		US TREASURY N/B		350,000.00	359,543.10
		US TREASURY N/B		860,000.00	871,791.40
		US TREASURY N/B		685,000.00	690,940.32
		US TREASURY N/B		1,040,000.00	1,083,956.64
		US TREASURY N/B		450,000.00	452,320.20
		US TREASURY N/B		140,000.00	140,749.28
		US TREASURY N/B		685,000.00	749,432.47
		US TREASURY N/B		1,305,000.00	1,412,357.13
		US TREASURY N/B		700,000.00	725,375.00
		US TREASURY N/B		440,000.00	470,422.04
		US TREASURY N/B		1,165,000.00	1,268,393.75
		US TREASURY N/B		415,000.00	414,124.76
		US TREASURY N/B		445,000.00	490,056.25
		US TREASURY N/B		1,020,000.00	1,113,393.24
		US TREASURY N/B		605,000.00	672,164.68
		US TREASURY N/B		1,208,000.00	1,241,596.89
		US TREASURY N/B		1,270,000.00	1,202,234.07
		US TREASURY N/B		220,000.00	269,431.36
		US TREASURY N/B		200,000.00	208,625.00
		US TREASURY N/B		665,000.00	557,456.86
		US TREASURY N/B		330,000.00	316,697.04
	US TREASURY N/B		215,000.00	215,067.08	
	小計			14,978,000.00	15,505,964.68 (1,371,967,754)
		銘柄数 :	24		
		組入時価比率 :	31.8%		33.0%
	カナダドル 小計	CANADA-GOV'T		642,000.00	784,305.72
				642,000.00	784,305.72 (66,015,012)
		銘柄数 :	1		
		組入時価比率 :	1.5%		1.6%

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額
	ユーロ	BELGIUM KINGDOM		130,000.00	141,364.99
		BELGIUM KINGDOM		590,000.00	606,959.55
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO		645,000.00	723,364.27
		BUNDESobligation		105,000.00	105,926.73
		BUNDESobligation		405,000.00	434,834.32
		BUNDESobligation		1,110,000.00	1,192,951.40
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND		650,000.00	693,274.40
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND		310,000.00	324,699.89
		BUONI POLIENNALI DEL TES		150,000.00	151,048.65
		BUONI POLIENNALI DEL TES		1,100,000.00	1,131,038.70
		BUONI POLIENNALI DEL TES		575,000.00	600,907.20
		BUONI POLIENNALI DEL TES		385,000.00	410,195.94
		BUONI POLIENNALI DEL TES		305,000.00	316,938.61
		BUONI POLIENNALI DEL TES		545,000.00	576,897.76
		BUONI POLIENNALI DEL TES		350,000.00	361,516.75
		DEUTSCHLAND REP		1,510,000.00	1,587,994.52
		DEUTSCHLAND REP		1,260,000.00	1,255,152.77
		FRANCE (GOVT OF)		705,000.00	717,682.24
		FRANCE (GOVT OF)		390,000.00	416,513.76
		FRANCE (GOVT OF)		870,000.00	907,716.24
		FRANCE (GOVT OF)		245,000.00	248,608.85
		FRANCE (GOVT OF)		1,360,000.00	1,454,132.39
		NETHERLANDS GOVERNMENT		145,000.00	153,766.99
		NETHERLANDS GOVERNMENT		800,000.00	840,984.00
		NETHERLANDS GOVERNMENT		565,000.00	591,938.07
		NETHERLANDS GOVERNMENT		1,295,000.00	1,274,215.25
		REPUBLIC OF AUSTRIA		500,000.00	528,099.50
		SPANISH GOV'T		400,000.00	426,171.20
		SPANISH GOV'T		315,000.00	325,899.94
	小計			17,715,000.00	18,500,794.88 (2,410,468,564)
		銘柄数 :	29		
		組入時価比率 :	55.8%		58.0%
	英ポンド	TREASURY		175,000.00	212,301.60
		TREASURY		320,000.00	350,520.64
		TREASURY		230,000.00	240,595.64
		TREASURY		130,000.00	136,941.74
		TREASURY		165,000.00	201,413.19
		TREASURY		629,000.00	619,773.82
		TREASURY		350,000.00	372,068.90
	小計			1,999,000.00	2,133,615.53 (307,197,964)
		銘柄数 :	7		
		組入時価比率 :	7.1%		7.4%
	合計				4,155,649,294 (4,155,649,294)

(注) 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注) 小計・合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

デリバティブ取引（平成21年12月11日現在）

該当事項はありません。

為替予約取引（平成21年12月11日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	1,362,933,400	-	1,379,976,000	17,042,600
	カナダドル	74,960,100	-	75,735,000	774,900
	ユーロ	2,460,096,102	-	2,427,860,000	32,236,102
	英ポンド	329,738,520	-	325,281,800	4,456,720
	合計	4,227,728,122	-	4,208,852,800	18,875,322

（注）時価の算定方法

為替予約取引

(1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日（以下、「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

（イ） 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

（ロ） 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

(2) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

2【ファンドの現況】

(1)【純資産額計算書】平成22年1月29日

資産総額	231,763,876円
負債総額	279,278円
純資産総額（ - ）	231,484,598円
発行済数量（口）	239,107,390口
1単位当たり純資産総額（ / ）	0.9681円

(参考)

「アイエヌジー・海外債券マザーファンド」の純資産額計算書

資産総額	4,309,726,330円
負債総額	56,267,385円
純資産総額（ - ）	4,253,458,945円
発行済数量（口）	3,427,006,425口
1単位当たり純資産総額（ / ）	1.2412円

第5【設定及び解約の実績】

期間		設定数量（口）	解約数量（口）
第1期	平成12年12月12日～平成13年12月11日	172,547,350	15,967,541
第2期	平成13年12月12日～平成14年12月11日	462,561,115	95,612,220
第3期	平成14年12月12日～平成15年12月11日	160,695,012	95,255,769
第4期	平成15年12月12日～平成16年12月13日	22,380,180	80,593,254
第5期	平成16年12月14日～平成17年12月12日	30,874,111	53,577,266
第6期	平成17年12月13日～平成18年12月11日	30,957,175	185,018,156
第7期	平成18年12月12日～平成19年12月11日	21,942,026	76,815,916
第8期	平成19年12月12日～平成20年12月11日	15,585,660	63,817,726
第9期	平成20年12月12日～平成21年12月11日	8,077,183	22,354,422

注：第1期の販売口数は、当初募集期間中の販売口数を含みます。

第四部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（平成22年1月末現在）

資本金の額：4億8,000万円

会社が発行する株式総数：19,980株

発行済株式総数：9,350株

会社設立後の資本の増減：

設立	平成11年9月8日	資本金2億5,000万円
	平成12年7月14日	資本金4億9,950万円に増資
	平成13年4月27日	資本金8億3,500万円に増資
	平成14年11月12日	資本金9億3,500万円に増資
	平成19年5月2日	資本金4億8,000万円に減資

(2) 委託会社の機構

会社の意思決定機構

業務遂行上の重要な事項は取締役会の決議をもって決定します。

3名以上10名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、発行済株式数の過半数を有する株主が出席し、その株主の議決権の過半数の賛成をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

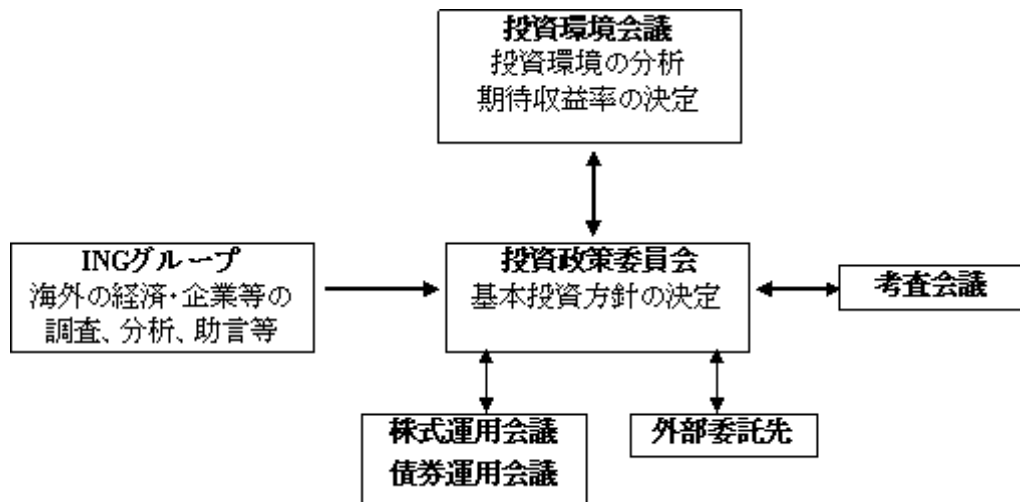
取締役の任期は、就任後2年以内の最初の決算期に関する株主総会の終結のときまでとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、前任者または現任者の残任期間と同一とします。

取締役会はその決議により、取締役の中から1名以上の代表取締役を選任します。また、取締役の中から取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を選任することができます。

取締役会は、社長が招集し、議長となります。社長がこれを招集することができないときは、あらかじめ取締役会の決議により定められた順序にしたがい、他の取締役がこれにあたります。取締役の招集通知は3日前までに発送します。また取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集通知を省略し、またはこの招集期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項、その他当会社の重要な業務について決定します。取締役会の議決は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数の賛成により採択されます。なお、取締役の全員が、取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意し、監査役が異議を述べなかったときは、決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなします。

運用体制



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業および第一種金融商品取引業を行っています。

平成22年1月末現在委託会社の運用する証券投資信託は次の通りです。ただし、親投資信託を除きます。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	35	386,541
合計	35	386,541

3【委託会社等の経理状況】

(1) 委託会社であるアイエヌジー投信株式会社（以下「委託会社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）ならびに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

(2) 法令の規定に基づき、委託会社の前事業年度及び当事業年度の財務諸表については新日本有限責任監査法人の監査を受けております。なお、新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本監査法人から名称変更しております。

また、第11期事業年度に係る中間会計期間（自平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）の中間財務諸表については新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

期別	第9期 (平成20年3月31日)			第10期 (平成21年3月31日)			
	科目	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
預金		1,647,304			-		
現金・預金		-			1,547,691		
立替金		793			5,901		
未収委託者報酬		453,626			337,710		
未収投資顧問料		401,446			415,309		
未収入金 3		25,648			13,736		
前払費用		31,104			29,188		
仮払金		-			4,222		
繰延税金資産		26,675			36,396		
	流動資産計		2,586,601	93.1		2,390,156	90.7
固定資産							
有形固定資産 1			32,505			104,961	
建物附属設備	19,312				55,860		
器具備品	13,192				45,081		
リース資産	-				4,018		
無形固定資産 2			8,867			12,160	
ソフトウェア	8,522				12,160		
電話加入権	344				-		
投資その他の資産			151,356			127,546	
投資有価証券	1,031				-		
営業保証金	25,000				-		
長期差入保証金	124,174				125,762		
その他投資等	1,150				1,783		
	固定資産計		192,728	6.9		244,668	9.3
	資産合計		2,779,330	100.0		2,634,825	100.0

期別	第9期 (平成20年3月31日)			第10期 (平成21年3月31日)		
	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)
(負債の部)						
流動負債						
未払手数料		195,803			143,950	
未払投資顧問料		147,742			64,307	
未払金		-			105,017	
未払費用		95,250			33,880	
リース債務		-			1,441	
未払法人税等		229,177			24,800	
未払消費税等		25,253			2,599	
預り金		9,621			62,603	
賞与引当金		50,547			27,766	
訴訟和解損失引当金		-			15,000	
流動負債計		753,395	27.1		481,367	18.3
固定負債						
リース債務		-			4,689	
退職給付引当金		95,902			134,203	
繰延税金負債		12			-	
固定負債計		95,915	3.5		138,893	5.3
負債合計		849,311	30.6		620,261	23.5

期別	第9期 (平成20年3月31日)			第10期 (平成21年3月31日)		
	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)
(純資産の部)						
株主資本						
資本金		480,000	17.3		480,000	18.2
資本剰余金						
資本準備金	1,390,000			1,390,000		
資本剰余金計		1,390,000	50.0		1,390,000	52.8
利益剰余金						
その他利益剰余金						
繰越利益剰余金	60,000			144,563		
利益剰余金計		60,000	2.2		144,563	5
株主資本合計		1,930,000	69.4		2,014,563	76
評価・換算差額等						
その他有価証券評価差額金		18			-	
評価・換算差額等合計		18	0.0		-	0
純資産合計		1,930,018	69.4		2,014,563	76.5
負債純資産合計		2,779,330	100.0		2,634,825	100.0

(2) 【損益計算書】

	第9期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)			第10期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)		
	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)
営業収益						
委託者報酬	1,856,542			1,355,284		
投資顧問料 2	987,385			1,394,403		
その他営業収益	370,774			229,388		
営業収益計		3,214,703	100.0		2,979,077	100.0
営業費用						
支払手数料		544,731			471,836	
支払投資顧問料		465,844			405,552	
広告宣伝費		1,996			2,361	
調査費		126,422			135,541	
調査費	125,664			134,502		
図書費	758			1,039		
委託計算費		81,631			69,151	
業務委託費		6,619			6,630	
営業雑経費		39,439			45,955	
通信費	9,729			9,088		
印刷費	11,709			9,971		
協会費	4,638			6,161		
諸会費	442			4,856		
その他営業費用	12,921			15,877		
営業費用計		1,266,685	39.4		1,137,029	38.2

	第9期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)			第10期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)		
	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)
一般管理費						
給料		715,473			794,782	
役員報酬 1	71,864			103,490		
給料・手当	521,283			584,603		
賞与	29,167			42,141		
賞与引当金繰入	93,159			64,546		
福利厚生費		87,995			130,764	
交際費		6,569			7,699	
寄付金		2,095			380	
旅費交通費		18,662			27,693	
租税公課		10,618			14,176	
不動産賃借料		63,568			116,728	
退職給付費用		36,166			50,910	
固定資産減価償却費		19,688			47,071	
経営指導料		278,193			194,615	
監査費用		-			34,722	
諸経費		134,525			103,813	
一般管理費計		1,373,557	42.7		1,523,358	51.1
営業利益		574,459	17.9		318,690	10.7
営業外収益						
受取利息	1,073			1,701		
受取配当金	55			74		
有価証券売却益	-			75		
為替換算益	-			3,659		
役務等収益	12			66		
営業外収益計		1,141	0.0		5,578	0.2

	第9期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)			第10期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)		
	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)
営業外費用						
支払利息	0			166		
有価証券売却損	1,644			-		
為替換算損	29,611			-		
賃料違約金	-			12,800		
雑損失	737			538		
営業外費用計		31,995	1.0		13,505	0.5
経常利益		543,605	16.9		310,762	10.4
特別利益						
前期損益修正益	31,592			12,220		
受取立退料	16,000			-		
特別利益計		47,592	1.5		12,220	0.4
特別損失						
事業改革関連費用	-			70,674		
訴訟和解損失引当金繰入額	-			15,000		
前期損益修正損	348			-		
固定資産除却損 3	13,837			13,610		
特別損失計		14,185	0.4		99,284	3.3
税引前当期純利益		577,012	17.9		223,698	7.5
法人税、住民税及び事業税		267,811	8.3		148,855	5.0
法人税等調整額		46,401	1.4		9,720	0.3
当期純利益		262,799	8.2		84,563	2.8

(3)【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第9期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第10期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	935,000	480,000
当期変動額		
資本準備金への振替	455,000	
当期変動額合計	455,000	-
当期末残高	480,000	480,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	935,000	1,390,000
当期変動額		
資本金からの振替	455,000	
当期変動額合計	455,000	-
当期末残高	1,390,000	1,390,000
資本剰余金合計		
前期末残高	935,000	1,390,000
当期変動額		
資本金からの振替	455,000	
当期変動額合計	455,000	-
当期末残高	1,390,000	1,390,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	202,800	60,000
当期変動額		
当期純利益	262,799	84,563
当期変動額合計	262,799	84,563
当期末残高	60,000	144,563
利益剰余金合計		
前期末残高	202,800	60,000
当期変動額		
当期純利益	262,799	84,563
当期変動額合計	262,799	84,563
当期末残高	60,000	144,563
株主資本合計		
前期末残高	1,667,200	1,930,000
当期変動額		
当期純利益	262,799	84,563
当期変動額合計	262,799	84,563
当期末残高	1,930,000	2,014,563

	第9期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第10期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	203	18
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	221	18
当期変動額合計	221	18
当期末残高	18	0
評価・換算差額等合計		
前期末残高	203	18
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	221	18
当期変動額合計	221	18
当期末残高	18	0
純資産合計		
前期末残高	1,666,996	1,930,018
当期変動額		
当期純利益	262,799	84,563
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	221	18
当期変動額合計	263,020	84,545
当期末残高	1,930,018	2,014,563

重要な会計方針

項目	期別 第9期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第10期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。	(1) 有価証券 同左
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物附属設備 15年 器具備品 2～8年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。	(1) 有形固定資産 (イ) リース資産以外の有形固定資産 定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物附属設備 15年 器具備品 2～8年 (ロ) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっております。 (2) 無形固定資産 同左
3 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額の当期負担分を計上しております。	(1) 賞与引当金 同左

項目	期別 第9期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第10期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職金支給に充てるため、退職給付会計に関する実務指計（中間報告）（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法（退職金規程等にもとづく期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により計上しております。</p> <p>(3)</p> <p>(1) 消費税等の会計処理 税抜き処理により計上しております。</p>	<p>(2) 退職給付引当金 同左</p> <p>(3) 訴訟和解損失引当金 係争中の訴訟に係る和解金の支払に備えるため、その経過等の状況に基づく見込額を計上しております。</p> <p>(1) 消費税等の会計処理 同左</p>

会計方針の変更

第9期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第10期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>(固定資産の減価償却について)</p> <p>当事業年度より、平成19年度の法人税法の改正（所得税法等の一部を改正する法律平成19年3月30日法律第6号及び法人税法施行令の一部を改正する政令平成19年度3月30日政令第83号）に伴い、平成19年度4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。</p> <p>これにより、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が、それぞれ1,069千円減少しております。</p>	<p>(リース取引に関する会計基準等)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。</p> <p>これにより損益に与える影響はありません。</p>

表示方法の変更

第9期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第10期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(損益計算書関係)</p> <p>一般管理費の「監査費用」は、前事業年度は「諸経費」に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当事業年度より別掲して表示しております。</p> <p>なお、前事業年度の「諸経費」に含まれている「監査費用」の金額は、9,665千円であります。</p>

注記事項

（貸借対照表関係）

第9期 (平成20年3月31日現在)	第10期 (平成21年3月31日現在)
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="padding-left: 20px;">建物附属設備 8,159千円</p> <p style="padding-left: 20px;">器具備品 21,753千円</p> <p>2 無形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="padding-left: 20px;">ソフトウェア 11,617千円</p> <p>3 関係会社に係る注記 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 20px;">未収入金 52,104千円</p> <p style="padding-left: 20px;">未払手数料 165,046千円</p> <p style="padding-left: 20px;">未払費用 13,751千円</p>	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="padding-left: 20px;">建物附属設備 17,100千円</p> <p style="padding-left: 20px;">器具備品 43,238千円</p> <p>2 無形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="padding-left: 20px;">ソフトウェア 11,187千円</p> <p>3</p>

（損益計算書関係）

第9期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第10期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
<p>1 . 役員報酬の範囲額</p> <p style="padding-left: 20px;">取締役 年額 150,000千円以内</p> <p style="padding-left: 20px;">監査役 年額 10,000千円以内</p> <p>2 . 関係会社に係る取引高 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。</p> <p style="padding-left: 20px;">投資顧問料 576,877千円</p> <p>3 .</p>	<p>1 . 役員報酬の範囲額</p> <p style="padding-left: 20px;">取締役 年額 150,000千円以内</p> <p style="padding-left: 20px;">監査役 年額 10,000千円以内</p> <p>2 . 関係会社に係る取引高 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。</p> <p style="padding-left: 20px;">投資顧問料 311,316千円</p> <p>3 . 固定資産除却損</p> <p style="padding-left: 20px;">建物附属設備 12,543千円</p> <p style="padding-left: 20px;">器具備品 1,066千円</p> <hr style="width: 100%;"/> <p style="padding-left: 20px;">計 13,610千円</p>

（リース取引関係）

第9期 （自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）	第10期 （自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）
該当事項はありません。	<p>1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース資産の内容 有形固定資産 総務部が主管するコピー機及びファックスであります。</p> <p>(2) リース資産の減価償却の方法 財務諸表作成の為の基本となる会計方針 「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載の通りであります。</p>

（有価証券関係）

第9期 （自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）	第10期 （自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）																																														
1. その他有価証券で時価のあるもの	該当事項はありません。																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>種類</th> <th>取得価額 (千円)</th> <th>貸借対照 表計上額 (千円)</th> <th>差額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">貸借対照表 計上額が取得 価額を超えて いるもの</td> <td>(1) 株式</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>(2) 債券</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>(3) その他</td> <td>1,000</td> <td>1,031</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td></td> <td>1,000</td> <td>1,031</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">貸借対照表 計上額が取得 価額を超えない もの</td> <td>(1) 株式</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>(2) 債券</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>(3) その他</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>1,000</td> <td>1,031</td> <td>31</td> </tr> </tbody> </table>		種類	取得価額 (千円)	貸借対照 表計上額 (千円)	差額 (千円)	貸借対照表 計上額が取得 価額を超えて いるもの	(1) 株式	-	-	-	(2) 債券	-	-	-	(3) その他	1,000	1,031	31	小計		1,000	1,031	31	貸借対照表 計上額が取得 価額を超えない もの	(1) 株式	-	-	-	(2) 債券	-	-	-	(3) その他	-	-	-	小計		-	-	-	合計		1,000	1,031	31	
	種類	取得価額 (千円)	貸借対照 表計上額 (千円)	差額 (千円)																																											
貸借対照表 計上額が取得 価額を超えて いるもの	(1) 株式	-	-	-																																											
	(2) 債券	-	-	-																																											
	(3) その他	1,000	1,031	31																																											
小計		1,000	1,031	31																																											
貸借対照表 計上額が取得 価額を超えない もの	(1) 株式	-	-	-																																											
	(2) 債券	-	-	-																																											
	(3) その他	-	-	-																																											
小計		-	-	-																																											
合計		1,000	1,031	31																																											
2. 当事業年度中に売却したその他有価証券 売却損益の合計額の金額の重要性が乏しいた め、記載を省略しております。																																															

（デリバティブ取引関係）

第9期 （自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）	第10期 （自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）
該当事項はありません。	同左

（退職給付関係）

第9期 （自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）	第10期 （自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）
1. 当社の退職給付制度 当社は確定給付型の制度として、会社設立時より退職一時金制度を設けております。	1. 当社の退職給付制度 同左
2. 退職給付債務に関する事項（平成20年3月31日現在） 退職金規程等にもとづく自己都合による期末要支給額を退職給付引当金として計上しております。	2. 退職給付債務に関する事項（平成21年3月31日現在） 同左
3. 退職給付費用に関する事項（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）	3. 退職給付費用に関する事項（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）
退職給付費用 36,166千円	退職給付費用 50,910千円

（株主資本等変動計算書関係）

第9期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

（1）発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前期末株式数 （株）	当期増加株式数 （株）	当期減少株式数 （株）	当期末株式数 （株）
普通株式	9,350	-	-	9,350

第10期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

（1）発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前期末株式数 （株）	当期増加株式数 （株）	当期減少株式数 （株）	当期末株式数 （株）
普通株式	9,350	-	-	9,350

（税効果関係）

第9期 （平成20年3月31日現在）	第10期 （平成21年3月31日現在）
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主 原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主 原因別の内訳
賞与引当金損金算入額限度 超過額 20,567千円	賞与引当金損金算入額限度 超過額 11,298千円
未払費用否認 6,107	未払費用否認 19,889
従業員退職給与引当金算入 限度超過額 39,022	従業員退職給与引当金算入 限度超過額 54,607
繰延税金資産小計 65,698	その他 5,704
評価性引当額 39,022	繰延税金資産小計 91,499
繰延税金資産合計 26,675	評価性引当額 55,103
繰延税金負債	繰延税金資産合計 36,396
その他有価証券評価差額金 12	繰延税金資産（負債）の純 額 36,396
繰延税金資産（負債）の純 額 26,662	
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等 の負担率との間の差異の原因となった主要な 項目別内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等 の負担率との間の差異の原因となった主要な 項目別内訳
(%)	(%)
法定実効税率 40.7	法定実効税率 40.7
（調整）	（調整）
評価性引当金の増加 6.8	評価性引当金の増加 7.2
交際費等永久に損金不算入と なる費用 0.5	交際費等永久に損金不算入と なる費用 12.4
その他 6.5	その他 1.9
税効果会計適用後の法人税等 の負担率 54.5	税効果会計適用後の法人税等 の負担率 62.2

（持分法損益等）

第9期 （自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）	第10期 （自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）
該当事項はありません。	同左

（一株当たり情報）

第9期 （自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）		第10期 （自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）																					
一株当たり純資産額	206,419円14銭	一株当たり純資産額	215,461円33銭																				
一株当たり当期純利益	28,107円01銭	一株当たり当期純利益	9,044円17銭																				
<p>なお、潜在株式調整後一株当たり当期利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p> <p>（注）一株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。</p>		<p>なお、潜在株式調整後一株当たり当期利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p> <p>（注）一株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。</p>																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">第9期 （自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当期純利益（千円）</td> <td>262,800</td> </tr> <tr> <td>普通株主に帰属しない金額</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>普通株式にかかる当期純利益（千円）</td> <td>262,800</td> </tr> <tr> <td>期中平均株式数（株）</td> <td>9,350</td> </tr> </tbody> </table>		第9期 （自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）		当期純利益（千円）	262,800	普通株主に帰属しない金額	-	普通株式にかかる当期純利益（千円）	262,800	期中平均株式数（株）	9,350	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">第10期 （自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当期純利益（千円）</td> <td>84,563</td> </tr> <tr> <td>普通株主に帰属しない金額</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>普通株式にかかる当期純利益（千円）</td> <td>84,563</td> </tr> <tr> <td>期中平均株式数（株）</td> <td>9,350</td> </tr> </tbody> </table>		第10期 （自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）		当期純利益（千円）	84,563	普通株主に帰属しない金額	-	普通株式にかかる当期純利益（千円）	84,563	期中平均株式数（株）	9,350
第9期 （自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）																							
当期純利益（千円）	262,800																						
普通株主に帰属しない金額	-																						
普通株式にかかる当期純利益（千円）	262,800																						
期中平均株式数（株）	9,350																						
第10期 （自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）																							
当期純利益（千円）	84,563																						
普通株主に帰属しない金額	-																						
普通株式にかかる当期純利益（千円）	84,563																						
期中平均株式数（株）	9,350																						

（関連当事者との取引）

第9期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

（1）親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社	アイエヌジー生命(株)	東京都千代田区	140億円	保険業	被所有直接26.74%	なし	投資顧問	投資顧問料の受取	576,877	未収入金	52,104
							販売手数料	販売手数料の支払	-	未払手数料	165,046
							不動産賃借及び費用の立替	不動産等の賃借料の支払	65,275	未払費用	13,751

（2）兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	アイエヌジーアジアパシフィックリミテッド	香港	570,381千香港ドル	金融業	なし	なし	経営指導	経営指導料の支払	278,193	未払費用	17,857
							運用委託	投資顧問料の支払	59,715	未払費用	57,908
親会社の子会社	アイエヌジーファンドマネージメント	オランダ、ハーグ	193千ユーロ	投資顧問業	なし	なし	投資顧問	投資顧問料の受取	102,031	未収入金	20,050
							運用委託	投資顧問料の支払	288,039	未払費用	82,532
親会社の子会社	アイエヌジークラリオンリアルエステートセキュリティーズ	米国、ペンシルバニア州、ロードノール	64,469千米ドル	不動産投資業	なし	なし	投資顧問	投資顧問料の受取	160,719	未収入金	101,716

1. 上記(1)～(2)の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれている。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 投資顧問料の受取については当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算されています。
- 不動産等の賃借料の支払については当社との間で締結された役務提供契約に基づいて支払われています。
- 経営指導料の支払については当社との間で締結された経営指導委託契約に基づいて支払われています。
- 運用委託料の支払については当社との間で締結された運用再委託契約に基づき計算されています。

第10期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

（追加情報）

当事業年度から平成18年10月17日公表の、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第11号）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準第13号）を適用しております。

この結果、従来の開示対象範囲の変更はありません。

1. 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	アイエヌジーアジアパシフィック リミテッド	香港	570,381 千香港ドル	金融業	なし	なし	経営指導	経営指導料の支払	194,615	未払費用	8,246
親会社の子会社	アイエヌジーインベストメント マネジメント アジアパシフィック リミテッド	香港	71,866 千香港ドル	投資顧問業	なし	なし	運用委託	投資顧問料及び業務委託料の支払	215,345	未払費用	40,186
親会社の子会社	アイエヌジーファンドマネージメント	オランダ、ハーグ	193 千ユーロ	投資顧問業	なし	なし	投資顧問	投資顧問料の受取	70,693	未収入金	14,462
親会社の子会社	アイエヌジークラリオンリアル エステートセキュリティーズ	米国、ペンシルバニア州、ラドノール	64,469 千米ドル	不動産投資業	なし	なし	業務受託	業務受託報酬の受取	96,155	未収入金	7,350
親会社の子会社	アイエヌジー生命保険（株）	東京都千代田区	290 億円	保険業	なし	なし	投資顧問	投資顧問料の受取	580,711	未収入金	82,135
							販売手数料	販売手数料の支払	-	未払手数料	137,785

(1) 上記1の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれている。

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 投資顧問料の受取については当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算されています。
- 経営指導料の支払については当社との間で締結された経営指導委託契約に基づいて支払われています。
- 運用委託料の支払については当社との間で締結された運用再委託契約に基づき計算されています。
- 業務委託に関する手数料の支払については当社との間で締結された業務委託契約に基づき計算されています。
- 業務受託に関する報酬の受取については当社との間で締結された業務委託契約に基づき計算されています。

(3) アイエヌジー生命保険(株)は平成20年9月に保有していた当社の全株式を親会社であるING Insurance International B.V.に譲渡したため、同社の属性をその他の関係会社から親会社の子会社に変更しております。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ING Insurance International B.V.（非上場）

(重要な後発事象)

第9期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第10期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

[次へ](#)

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第11期中間会計期間末 (平成21年9月30日現在)					
資産の部			負債の部		
科目	金額	構成比	科目	金額	構成比
		%			%
流動資産			流動負債		
現金及び預金	1,605,499		未払手数料	142,553	
立替金	985		未払投資顧問料	54,208	
未収委託者報酬	341,371		未払金	78,117	
未収投資顧問料	348,051		未払費用	10,653	
未収入金	172		リース債務	1,460	
前払費用	28,346		未払法人税等	24,587	
繰延税金資産	37,923		未払消費税等 3	5,216	
流動資産合計	2,362,349	91.8	預り金	10,083	
固定資産			賞与引当金	55,137	
有形固定資産 1	81,814		役員賞与引当金	1,874	
無形固定資産 2	10,519		訴訟和解損失引当金	15,000	
投資その他の資産	119,440		流動負債合計	398,892	15.5
長期差入保証金	119,440		固定負債		
固定資産合計	211,774	8.2	リース債務	3,954	
			退職給付引当金	162,650	
			役員退職慰労引当金	10,949	
			固定負債合計	177,554	6.9
			負債合計	576,447	22.4
			純資産の部		
			科目	金額	構成比
					%
			株主資本		
			資本金	480,000	18.6
			資本剰余金	1,390,000	54.0
			資本準備金	1,390,000	
			利益剰余金	127,676	5.0
			その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金	127,676	
			株主資本合計	1,997,676	77.6
			純資産合計	1,997,676	77.6
資産合計	2,574,123	100.0	負債純資産合計	2,574,123	100.0

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

第11期中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)		
科目	金額	百分比
		%
営業収益		
委託者報酬	520,387	
投資顧問料	536,579	
その他営業収益	39,631	
営業収益合計	1,096,598	100.0
営業費用・一般管理費		
営業費用		
支払手数料	200,158	
支払投資顧問料	116,306	
その他営業費用	108,621	
一般管理費 1	669,846	
営業費用・一般管理費合計	1,094,933	99.8
営業利益	1,665	0.2
営業外収益 2	284	0.0
営業外費用 3	11,090	1.0
経常損失	9,141	0.8
特別利益 4	2,090	0.2
特別損失 5	854	0.1
税引前中間純損失	7,905	0.7
法人税、住民税及び事業税	20,932	1.9
過年度法人税等還付金	10,423	1.0
法人税等調整額	1,527	0.1
法人税等合計	8,982	0.8
中間純損失	16,887	1.5

(3)中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	第11期中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
株主資本	
資本金	
前期末残高	480,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	480,000
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	1,390,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	1,390,000
資本剰余金合計	
前期末残高	1,390,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	1,390,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	144,563
当中間期変動額	
中間純損失	16,887
当中間期変動額合計	16,887
当中間期末残高	127,676
利益剰余金合計	
前期末残高	144,563
当中間期変動額	
中間純損失	16,887
当中間期変動額合計	16,887
当中間期末残高	127,676
株主資本合計	
前期末残高	2,014,563
当中間期変動額	
中間純損失	16,887
当中間期変動額合計	16,887
当中間期末残高	1,997,676
純資産合計	
前期末残高	2,014,563
当中間期変動額	
中間純損失	16,887
株主資本以外の項目の	
当中間期変動額（純額）	-
当中間期変動額合計	16,887
当中間期末残高	1,997,676

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	第11期中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)				
1 資産の評価基準及び評価方法 2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。</p> <p>(1) 有形固定資産 (イ) リース資産以外の有形固定資産 定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="635 600 906 667"> <tr> <td>建物附属設備</td> <td>15年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>2～8年</td> </tr> </table> <p>(ロ) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。</p>	建物附属設備	15年	器具備品	2～8年
建物附属設備	15年				
器具備品	2～8年				
3 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額の当中間会計期間負担分を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額の当中間会計期間負担分を計上しております。</p> <p>(3) 訴訟和解損失引当金 係争中の訴訟に係る和解金の支払に備えるため、その経過等の状況に基づく見込額を計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職金支給に充てるため、退職給付会計に関する実務指針（中間報告）（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法（退職金規程等に基づく中間期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）等により計上しております。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。</p>				
4 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	<p>(1) 外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>				
5 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 消費税等の会計処理 消費税の会計処理は税抜処理によっております。</p>				

会計方針の変更

第11期中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)
該当事項はありません

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第11期中間会計期間末 (平成21年 9月30日現在)	
1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物附属設備	23,210千円
器具備品	36,513千円
2 無形固定資産の減価償却累計額	
ソフトウェア	12,828千円
3 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債に表示しております。	

(中間損益計算書関係)

第11期中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	
1 減価償却実施額	
有形固定資産	16,637千円
無形固定資産	2,095千円
2 営業外収益のうち主要なもの	
受取利息	246千円
還付金	36千円
3 営業外費用のうち主要なもの	
支払利息	76千円
為替差損	1,402千円
賃料違約金	9,600千円
4 特別利益のうち主要なもの	
過年度事業改革関連費用戻入額	2,090千円
5 特別損失のうち主要なもの	
過年度減価償却費	854千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第11期中間会計期間（自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数 (株)	当中間会計期間増加株 式数(株)	当中間会計期間減少株 式数(株)	当中間会計期間末株式 数(株)
普通株式	9,350	-	-	9,350

（リース取引関係）

第11期中間会計期間 （自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日）
1 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1) リース資産の内容 有形固定資産 総務部が主管するコピー機及びファックスであります。 (2) リース資産の減価償却の方法 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項「2．固定資産の減価償却の方法」に記載の通りであります。

（有価証券関係）

第11期中間会計期間末（平成21年 9月30日現在）

1．満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当事項はありません。

2．その他有価証券で時価のあるもの

該当事項はありません。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容

	中間貸借対照表計上額（千円）
(1) 満期保有目的の債券	該当事項はありません。
(2) その他有価証券	該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（一株当たり情報）

第11期中間会計期間 （自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日）	
一株当たり純資産額	213,655円20銭
一株当たり中間純損失金額	1,806円13銭
なお、潜在株式調整後一株当たり中間純損失金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。	

（注） 一株当たり中間純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

第11期中間会計期間 （自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日）	
中間純損失（千円）	16,887
普通株主に帰属しない金額	-
普通株主ににかかる当期純損失（千円）	16,887
期中平均株式数（株）	9,350

（重要な後発事象）

第11期中間会計期間 （自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日）	
該当事項はありません。	

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会において株主の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。また、訴訟はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託銀行

名称	資本金の額 (平成22年1月末日現在)	事業の内容
住友信託銀行株式会社	287,537百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成22年1月末日現在)	事業の内容
アイエヌジー生命保険株式会社	32,400百万円	保険業法に基づき生命保険事業を営むとともに、金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取扱いを行っています。

(3) 投資顧問会社

名称	資本金の額 (平成22年1月末日現在)	事業の内容
アイエヌジー・ファンド・マネジメント B.V.	193千ユーロ	オランダにおいて有価証券にかかる投資顧問業を行っています。

2【関係業務の概要】

(1) 受託銀行

ファンドの受託会社として信託財産の保管・管理・計算等を行っています。

(2) 販売会社

販売会社として、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の取扱い等の業務を行います。

(3) 投資顧問会社

委託者から運用の権限の委託を受けてアイエヌジー・海外債券マザーファンドの運用を行っています。

3【資本関係】

(1) 受託銀行

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

該当事項はありません。

（参考情報）

<再信託会社>

名称	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
資本金	51,000百万円（平成22年1月末日現在）
事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

第3【その他】

(1) 目論見書の表紙に委託会社および販売会社の名称、ロゴ・マーク、ならびにINGグループのロゴ・マークを表示することがあります。

目論見書の表紙に、「追加型株式投資信託」、「追加型投信/海外/債券」、「信託期間無期限」、「自動けいぞく投資コース」、「一般コース」、「ファミリーファンド方式」、「ブリッグ・ファンド」等、当ファンドの性格を表示する文言を記載することがあります。

また、「アイエヌジーグループ」、「INGグループ」および「ING Group」等、INGグループを表わす文言を記載することがあります。

(2) 目論見書に以下の項目について記載します。

届出書本文第一部「証券情報」、同書本文第二部「ファンド情報」の主要内容を要約し、「目論見書の概要」として冒頭に記載することができます。

約款の全文を目論見書に記載することがあります。

(3) 目論見書は電子媒体として使用されるほか、インターネット等に記載されることがあります。

(4) 当ファンドは、評価機関等の評価を取得、使用することがあります。

(5) 前(2)の「目論見書の概要」の項または目論見書の巻末に、「用語集」等のタイトルで用語集を掲載することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成21年2月9日

アイエヌジー投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩部 俊夫 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 亀井 純子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアイエヌジー・海外債券オープンの平成19年12月12日から平成20年12月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アイエヌジー・海外債券オープンの平成20年12月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

アイエヌジー投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月12日

アイエヌジー投信株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員 公認会計士 松村 直季 印
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 白倉 健司 印

当監査法人は、金融取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアイエヌジー投信株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アイエヌジー投信株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年2月12日

アイエヌジー投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩部 俊夫 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 亀井 純子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアイエヌジー・海外債券オープンの平成20年12月12日から平成21年12月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アイエヌジー・海外債券オープンの平成21年12月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

アイエヌジー投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月19日

アイエヌジー投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松村 直季 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 臼倉 健司 印

当監査法人は、金融取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアイエヌジー投信株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アイエヌジー投信株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月20日

アイエヌジー投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松村 直季 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鴨下 裕嗣 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアイエヌジー投信株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第11期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アイエヌジー投信株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。